安芸郡河芸町

三行城跡発掘調査報告

1985.3

三重県教育委員会

序

旧伊勢国奄芸郡のほぼ中央に位置する河芸町三行の地は、巡見街道が走る交通の要衝の地であり、古くからの豊かな歴史を現在に伝えています。それは中ノ川と田中川に狭まれた丘陵上に、縄文時代以降の多くの遺跡が分布しており、特に三行より徳居にかけては古墳時代より平安時代にいたる県下でも有数の大古窯跡群を形成していることからもうかがわれます。これらの地下に眠る文化財は、今後も永く後世に伝えていくことが、現在に生きるわれわれの責務であります。

三行の集落を見下す三行城跡は、多くの人々の歴史を見つ続けてきたものと思われます。今回、この城跡の一部が、県道三行・上野線特殊改良工事により、削平されることになったために、事前に発掘調査を実施いたしました。この調査記録が、地域の歴史解明をはじめ文化財保護の一助になれば幸甚であります。

最後に、発掘調査の実施にあたって、御協力をいただいた関係諸機関をはじめ、地元各位に謝意を表すとともに、今後とも埋蔵文化財の保護に御理解と御協力を願うものであります。

昭和６０年３月

三重県教育委員会

教育長　横　田　猛　雄

例　　言

1．本書は、三重県安芸郡河芸町大字三行字住持1098番地ほかに所在する「三行城跡（みゆきじょうあと）」の発掘調査結果をまとめたものである。

2．発掘調査は、県道三行・上野線特殊改良工事に伴なって実施した。

3．調査は、昭和59年度に三重県教育委員会が三重県土木部の執行委任を受けて実施した。

4．調査期間は、現地調査が昭和59年11月から同年12月、整理作業が昭和60年1月から同年3月である。

5．調査体制は下記のとおりである。

調査主体　三重県教育委員会

調査担当　同事務局文化課

主事　梅澤　裕　　技師　山田　猛

6．整理作業および報告書作成は、調査担当の2名があたり、執筆は調査担当2名の協議結果を分担した。この直接の文責は文末に示した。

7．本書は全て真北を用いた。なお、当地の磁針方位は西偏約6度20分（昭和55年）である。

8．三行城跡の遺跡略号は「9TMY」とした。

9．本書には付篇として、三行在住の伊東家に伝わる文書類を掲載した。

10．スキャニングによるデーター取り込みのため、若干のひずみが生じています。各図の縮尺率はスケールバーを参照ください。

目　　次

Ⅰ　経　　過……1

Ⅱ　位置と環境……2

Ⅲ　遺　　構……12

　1．調査区外の遺構……12

　2．調査区内の遺構……12

Ⅳ　遺　　物……14

Ⅴ　結　　語……14

　1．遺構と遺物……14

　2．伊東家文書と三行城……15

〈付〉

　伊東家文書

図 版 目 次

第1図　位　置　図……2
第2図　地　形　図……4
第3図　調査前測量図……6
第4図　調査後測量図・土橋土層図……8
第5図　遺　構　図……9
第6図　遺物実測図……14

写 真 目 次

三行城跡周辺航空写真……1
南郭遠景……3
調査前北郭……3
調査前南郭……3
南郭の土墨……3
北郭東堀り切り……3
郭　　A……3
郭Cの西堀り切り……3
北郭の北堀り切り……3
北郭と土橋……3
堀り切りと土橋……3
調査後北郭全景……5
調査後南郭全景……7
調査後南郭部分……7
調査後南郭土墨……10
調査後南郭土墨……10
調査後堀り切り全景……11
出土遺物……11

I 経　　過

三重県教育委員会事務局文化課は、埋蔵文化財保護のため、国および県にかかる各種公共事業に関して、県庁内関係各課へ年度毎に事業照会を実施してきた。この回答で得た計画図面を参考に、事業地内の遺跡分布調査を実施し、その結果を関係機関へ通知している。

昭和57年10月に次年度の事業照会をし、道路建設課から57年10月に回答を得た。この資料に基づいて58年３月までに文化課職員が分布調査を実施した。この結果、三行城跡も、県道三行上野線特殊改良工事計画地内に及ぶことが明らかになった。

三行城跡は、周知の遺跡として登録されていた(県遺跡番号4813)。しかし分布調査の結果、周知の遺跡範囲は遺構群の一部であり、事業地内にも郭や堀が存在する事が確認された。この分布調査結果は、58年３月に道路建設課に通知し、同月末に津土木事務所と現地立ち合いをした。同年10月にも再度現地立ち合いを行ない、調査面積や範囲、調査による排土の処理方法等について協議した。

発掘調査は、昭和59年度に実施することとなり、８月には土木部長から文化課長宛調査依頼が届き、10月には執行委任を受けた。

三行城跡周辺航空写真

現場調査は、59年11月6日から同年12月12日まで実施し、60年2月には城跡全域の航空測量も行なった。発掘作業には、三行の区長を通じて地元各位の参加を受けた。

発掘終了後の12月15日には、河芸町郷土史会ほかの約40名が遺跡見学におとずれた。

なお、調査に際しては、土木部道路建設課や津土木事務所等の関係機関と共に、三行区長をはじめとする地元各位の多大な御協力を得た。記して謝意を表したい。　　（山田）

Ⅱ　位置と環境

三行城跡（1）は、東流して伊勢湾に注ぐ田中川の中流域に所在する。この地域は、浸食の進んだ新生代第三紀層が丘陵を形成しており、三行城跡もこの尾根上に立地する。

三行地域は、田中川に沿って東行すれば河芸町久知野を経由して上野や千里方面に至る。また、巡見街道（国道306号）を南下すれば黒田や津市一身田町に至り、北上すれば鈴鹿市三宅町に至る。このように、比較的交通の要衝地であった三行は、応永31（1424）年に「三行郷」として現われ①、文明9（1477）年には「御幸村」とも記されている②。旧伊勢国奄芸郡に属し、村高は文禄3（1594）年において1,009石余であった。

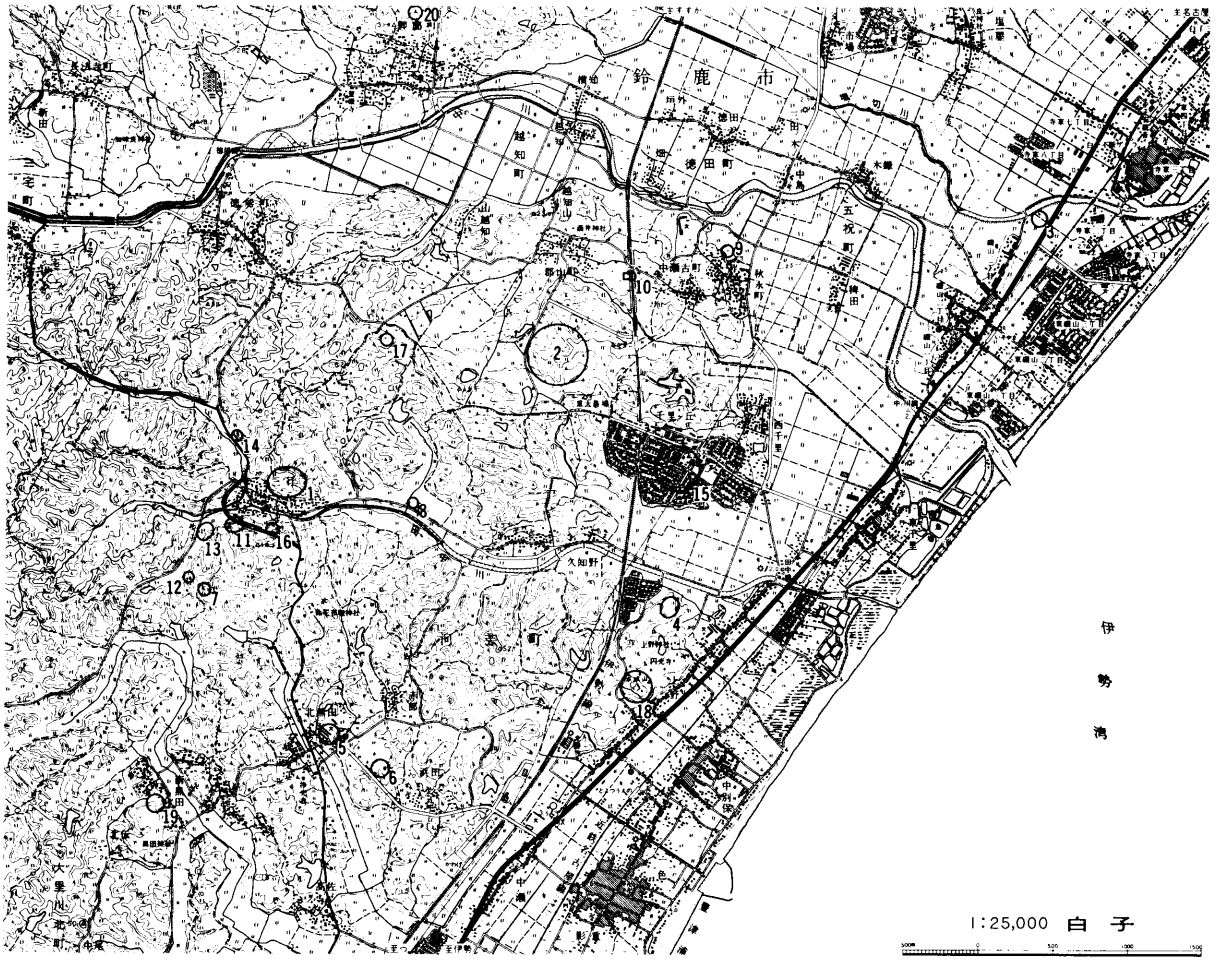

第1図　位置図（1：50,000）

郭A（北から）

南郭遠景（北東から）

郭Cの西堀り切り（南東から）

調査前北郭（南から）

北郭の北堀り切り（北東から）

調査前南郭（北から）

北郭と土橋（南から）

南郭の土塁（東から）

堀り切りと土橋（西から）

北郭東堀り切り（西から）

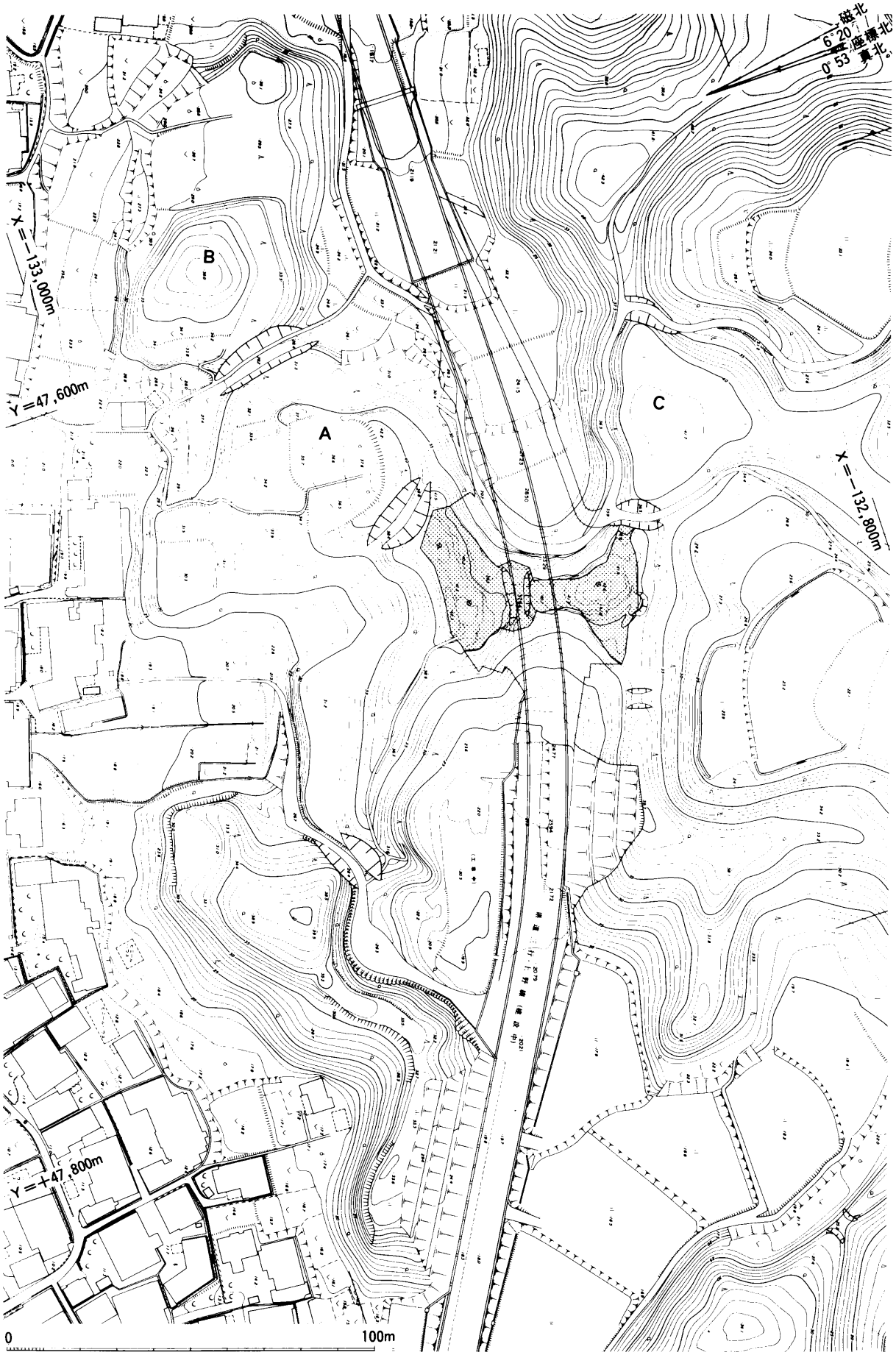

第2図　地形図（1：1,500　第Ⅵ座標系）

以下、三行城跡周辺の埋蔵文化財を中心に、時代順に概観しよう。

縄文時代には、前・中期の遺物を出土した、郡山遺跡群（2）に含まれる追谷遺跡が知られる。

弥生時代は、中の川下流の磯山（3）から、六区の袈裟襷文を持つ扁平鈕式の銅鐸が出土している。また、八幡遺跡（4）や北黒田遺跡（5）、赤部遺跡（6）等も知られている。

古墳時代には、田中川と北方の中の川に挟まれた丘陵を中心に、多くの古墳や古窯あるいは集落跡が分布する。

田中川流域には、剣塚（7）や、鉄刀や須恵器を出土した丸塚（8）等が知られている。

北方丘陵上には、三角縁波文帯三神三獣鏡を出土した赤郷古墳（9）や、帆立貝式の経塚古墳③（10）等をはじめ、多くの古墳群が散在する。

古墳時代の集落跡も、郡山遺跡群（2）をはじめ、狭間の脇遺跡（11）や狭間の脇南遺跡（12）、真黒遺跡（13）等が存在する。

また、三行から徳居周辺の丘陵には、古墳時代から平安時代に至る多くの古窯跡が確認されており、徳居古窯跡群と総称されている。三行字小林に所在する13号窯（14）もこれに属し、第6図に表面採集した小片（4）を図示した。

奈良時代から鎌倉時代におよぶ竪穴住居や掘立柱建物が、郡山遺跡群や千里ヶ丘遺跡④（15）において検出されており、後者からは「和同開珎」銀銭も出土している。また、大門遺跡（16）か

調査後北郭全景（南から）

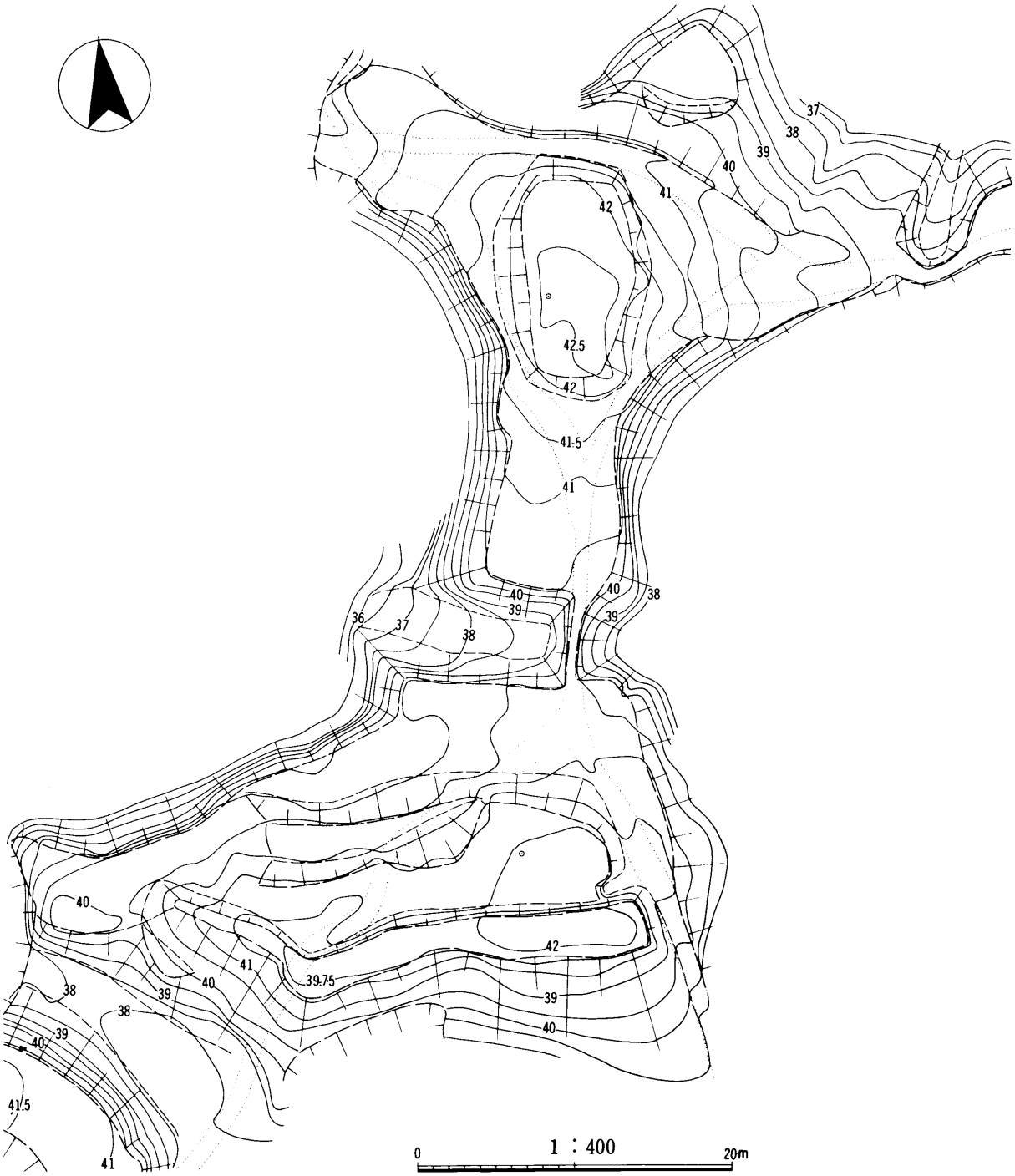

第3図　調査前測量図

らは蔵骨器が、西毛谷遺跡（17）からは陶棺が出土している。

中世城館跡は、三行城跡（1）を除いて田中川流域には、元亀元（1570）年に築城された上野城（18）や西千里に所在したらしい円応寺城跡が知られているのみである。

そのほか、北黒田には黒田城跡（5）、南黒田には秋葉城跡（19）、三宅には三宅城跡[5]、御薗には御薗城跡（20）が存在しており、ほぼ現在の大字毎に分布する事が窺われる。　（山田）

調査後南郭全景（北から）

調査後南郭部分（西から）

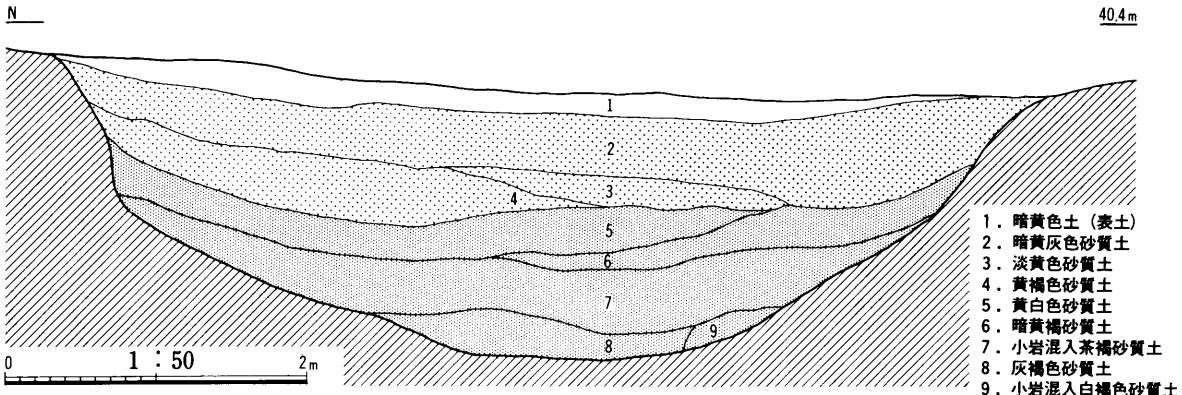

第４図　調査後測量図・土橋土層図

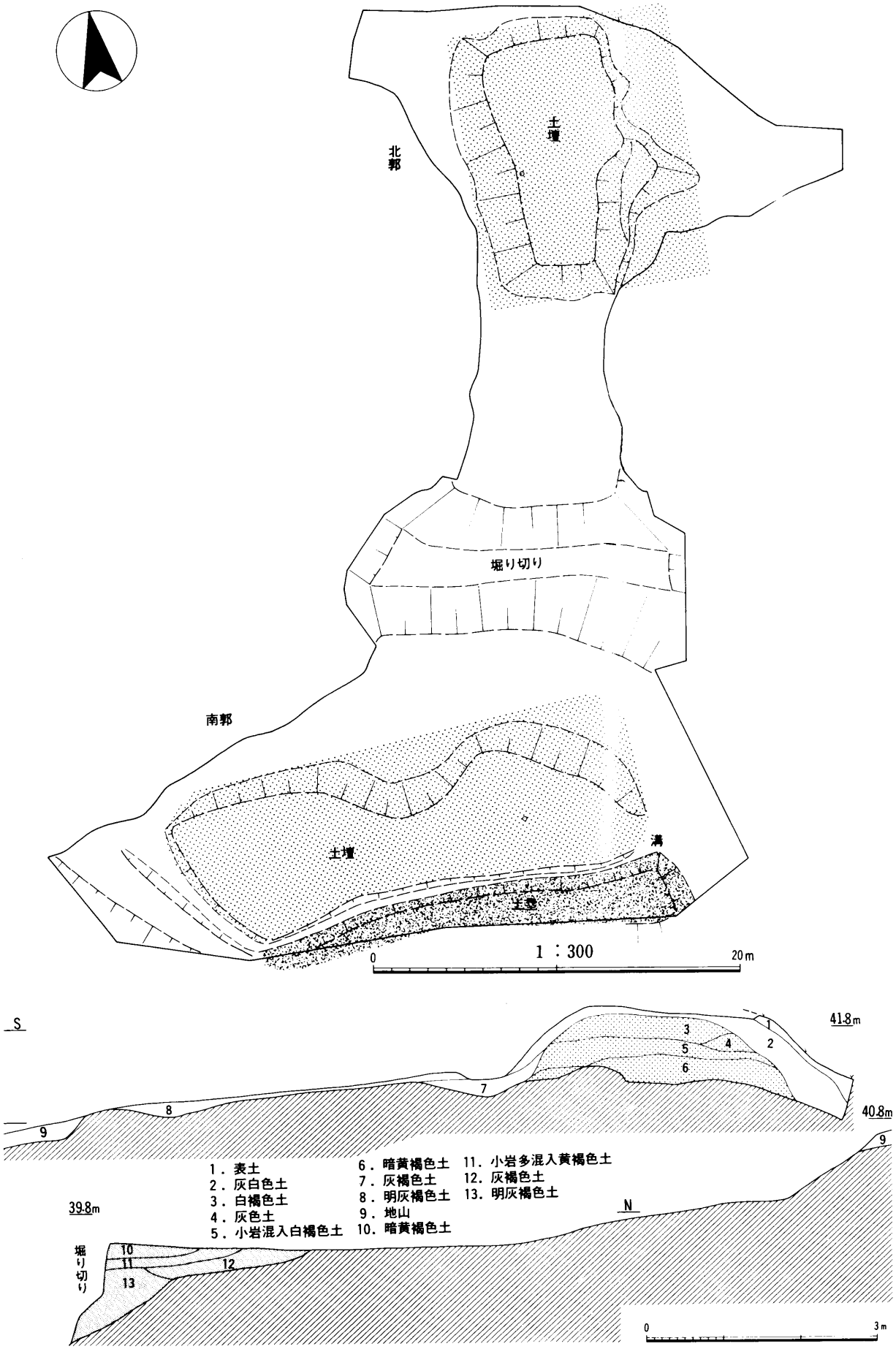
北郭
土壇
堀り切り
南郭
土壇
溝
土壇
1：300
0
20m
S
41.8m
40.8m
39.8m
N
堀り切り
1．表土
2．灰白色土
3．白褐色土
4．灰色土
5．小岩混入白褐色土
6．暗黄褐色土
7．灰褐色土
8．明灰褐色土
9．地山
10．暗黄褐色土
11．小岩多混入黄褐色土
12．灰褐色土
13．明灰褐色土
0
3m

第5図　遺構図

調査後南郭土墨（西から）

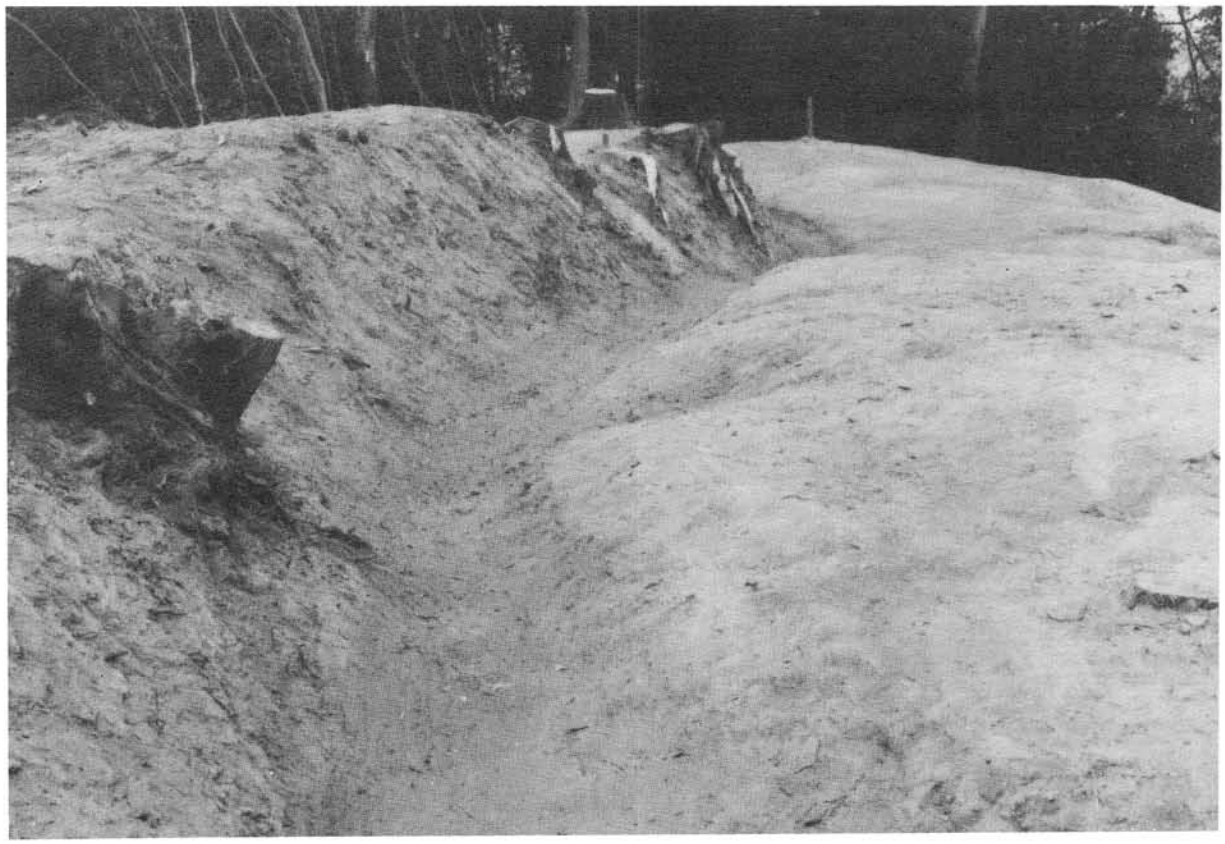

調査後南郭土墨（東から）

調査後堀り切り全景（西から）

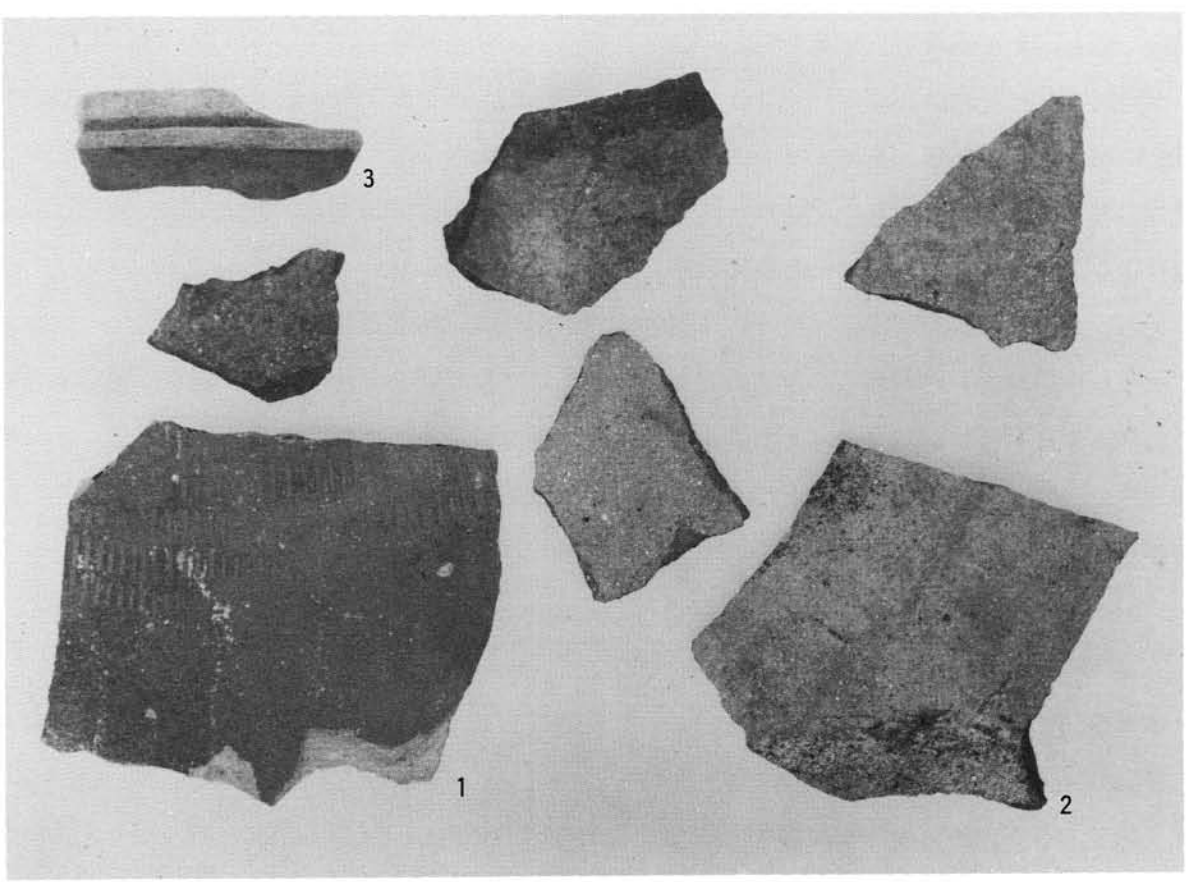

出土遺物

Ⅲ 遺　　構

1．調査区外の遺構

周知の三行城跡は、調査区より南西に連なる丘陵上に立地する郭Ｂ（第２図中のＢ）である。[6] この郭には平坦部や土壇が残る。付近は「城屋敷」と呼ばれ、この南方の畑には井戸跡もある。

新発見の郭は、周知の郭Ｂの東へ郭Ａ、南郭、さらに北へ北郭、この北西に郭Ｃと一連の尾根に、堀り切りを介して接続する。

郭Ａは、最も眺望も良く、南に開く三方土塁が巡る。郭の南方には平坦部が段々畑となって続く一方、西方にも一段低い平坦部が認められる。新発見の郭であるが、この三行城跡の主郭である可能性が高い。

郭Ａと今回調査した南郭を画する堀り切りは、幅８～15m、深さ 3.5ｍ程の箱薬研堀りである。

郭Ｃも新発見であり、調査区北西の尾根頂部に立地する。この郭は平坦で土塁は認められず、東西に連なる尾根の鞍部に堀り切りを持つ。しかし、北に延びる尾根には明確な堀り切りは認められない。

なお、第２図右下にも鞍部が堀り切り状を呈す部分がある。しかし、この東・西に接する尾根は特に郭と認める程の形状ではない。

今回調査した北郭は、南方だけではなく、調査区外になるが東・西の尾根にも堀り切りを持つ。西方の堀り切りは郭Ｃとを画するものであり、今日では山道の切り通しとして利用されている。東方の堀り切りは、郭からやや離れた尾根の最も幅狭い部分に位置する。現状では、調査区内の堀り切りと同様に、土橋が設けられている。

また、北郭の北斜面には、一段低い平坦部が認められる（第３図）。

やはり今回調査した南郭も、既述のとおり西と北には堀り切りが接するが、南東に延びる尾根の約70m 先にも堀り切りが存在する。もちろん調査区外であり、現状では山道の切り通しとして切り込まれているが、切り通しの北面に堀底の一部が遺存する。なお、この堀の北斜面からは備蓄銭が多量に出土したという。[7]

2．調査区内の遺構

事業地内には、南・北２郭の大部分とこれらを画する堀り切りが該当し、発掘調査の対象となった。

２郭共、３方向からの尾根が接する頂部に若干の加工を施し、尾根の鞍部に堀り切りを設けただけのものである。

北郭　海抜42.5m 程の頂部からゆるやかに東・西・南の尾根に向けて傾斜する山頂部にあり、谷頭である東・西の崖面は城館構築期よりも崩壊していると推定される。

頂部には、東西12m 、南北15m 程の範囲で50cm程の高まりが認められる。現状では整地土はなく、建物や溝等に係わる遺構は何ら確認されなかった。おそらく地山を削り出して土壇とし、何らかの建物が建てられていたものであろう。この土壇上南東部からは、渥美産かと推定される甕の破片（2）が出土した。

南郭　海抜42.3m 程の東西に長い頂部から、北方へゆるやかに傾斜する山頂部にある。北と西は堀り切りで画されるが、その間の崖は後世の崩壊がある程度進行しているものと考えられる。南東の尾根はそのまま70m 程延びて堀り切りに至る。

郭の南端には土塁がほぼ一直線に東西に延びる。この土塁は長さ24m 、幅 3 m 、高さ 0.8 m 程の規模を持つ。土層観察によれば、少なくとも観察地点に関しては全て盛土である。

土塁の内側、すなわち北側には溝が取り付く。幅数10cm、深さ20cm足らずの素掘りである。溝底は東が西よりも70cm程低く、そのまま東に開口する。常滑の大甕片（1）が出土した。

郭内は南・北 2 段の平坦部に分かれており、土塁の取り付く南側の平坦部は土壇状を呈す。この北縁中央部は、現状では内弯しているが、整地土の流失によるものと推定される。北東隅も流失しているため、旧状は不明である。西縁は不明瞭であるが、おそらく西接する堀り切りの肩部が非常に低い土塁状を呈して北西に下っており、土壇西縁との間には土塁北縁から続く溝が存在したものであろう。

郭内北半部は、南半部の土壇状高まりよりも 1 m 程低い平坦地である。土師質の羽釜片（3）が表土から 1 片出土した。

堀り切り　南・北郭を画する幅 6 ～ 7 m 、深さ 2 m 近い箱薬研掘りである。尾根の鞍部を直線的に切断する素掘り溝であり、現在では土橋（第 3 ・ 4 図）が付設されている。堀り切り内からは遺物が出土しなかったため、時期決定資料を欠く。しかし、土橋部分の土層図（第 4 図）によれば、埋土下層（5 ～ 9 層）は堀り切り内全域に堆積しており、上層（2 ～ 4 層）のみは土橋付設時に置かれている。したがって、この土橋は堀り切り掘削後、一定の時間が経過した後に付設したものであり、地山を掘り残したものではない。しかも城館の一般として、存続期に土橋が付設されたとは考え難い。またこの土橋は、近年まで三行の集落から北方の谷水田に通ずる山道として利用されていた。この山道には、北郭東方の堀り切りに残る土橋も含まれる。以上の点から、土橋は三行城廃絶後に付設されたものであり、城館存続期には土橋のない素掘りであったものと推定される。

Ⅳ 遺　　物

調査区内から出土した遺物は、無釉陶の甕数片（1～2）と土師質羽釜片（3）のみであった。

無釉陶の甕は2個体分認められる。1は南郭の土塁北側の溝から出土した体部片である。外面には、横1列に縦長の格子状押印を、内面には粘土継目を残す。茶褐色を呈し、焼成は良好である。常滑焼の大甕と推定される。

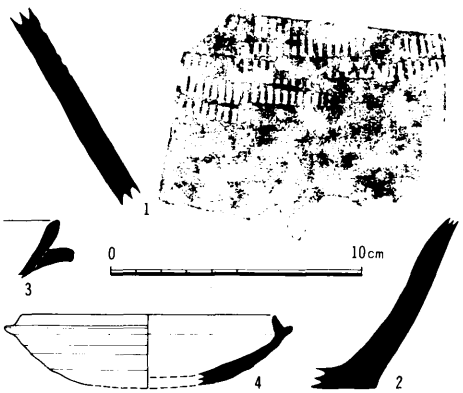

第6図　遺物実測図（1：3）

2は北郭土壇上から出土したものである。図示した底部片以外にも、同一個体らしい体部や頸部の破片が数片認められる。底部は比較的薄手であり、頸部はゆるやかに屈曲して体部に続く。黒灰色を呈し、細砂粒を多く含む。渥美産の比較的大形に属す甕と推定される。

土師質の羽釜片（3）は、南郭の北側平坦面表土から出土した。短かく直線的に開く口縁部の下に、やや上向きのツバが付く。ツバの下面以下はヘラケズリが施され、その他の面にはロクロを使用したかと思われる横位のナデが残る。土師質ではあるが硬い焼成であり、胎土中には赤色等の多様な砂粒を含む。

4は、当遺跡西方の徳居13号窯（14）において表面採集した須恵器杯身片である。口縁部は短かく内傾し、口径は10cm程と推定される。7世紀前葉の所産であろう。　（山田）

Ⅴ 結　　語

1．遺構と遺物

三行城跡は、尾根の頂部に郭を設け、鞍部に堀り切りを入れたものであり、少なくとも5郭から構成される。

今回発掘調査した南・北2郭は、主郭と推定される郭Aの北東に連なる。

北郭は、東・西・南の三方の尾根に堀り切りをもち、北方の一段低い部分には小規模な平坦部がある。調査区は頂部の平坦部に限定された。頂部は東西12m、南北15m程の土壇が造り出されており、水甕らしい破片（2）が出土した。

南郭は、北と南西には各々北郭や郭Aが堀り切りを介して連続する。また、南東の尾根も70m

程先に堀り切りが存在する。調査区は郭の大部分を含むが、尾根は事業地外である。郭の南縁に低い土塁が直線的に延び、北裾に小溝が取り付く。この小溝の東部からは、常滑焼らしい大甕の破片（1）が出土した。郭内は南半分が北半分よりも一段高く整地されており、この西縁にも南縁と同様に小溝が存在したらしい。この小溝は、西南の堀り切りの北肩との間に位置するが、堀り切りの肩部は南縁の土塁から斜めにわずかな高まりとして続く。

西・北の郭を画する堀り切りは、尾根の鞍部に位置し、幅6～7m、深さ2m近い箱薬研掘りの素掘り溝である。土橋が一部に存在したが、城廃絶後に設けられたものであろう。

以上のように三行城跡の郭は、比較的自然地形の加工が少ない点に特徴がある。また、出土遺物も極めて少なく、南と北の郭から水甕らしい陶器片が出土した以外、羽釜片が表土から1片出土したのみである。

出土した甕は、14世紀頃のものと推定され、一応当遺跡の存続期を考える上で参考となろう。また、各郭から水甕らしい破片以外の日常什器はほとんど見られなかった点から、少くとも調査した2郭は居館跡というよりも詰城として構築された可能性があろう。（山田）

2．伊東家文書と三行城

河芸町三行[8]の伊東家は、もと神職であり、先祖は、三行城主であったと伝えられる家である。この伊東家に江戸期から明治期にかけての文書が71点残されている。

このうち60点余りが江戸時代の文書である。そのうちわけは、耕地売渡証文22点（うち1点は家屋敷売渡証文）、金子借用証文2点、奉公人請状4点、宗門改に関係する文書7点で半数以上をしめ、その他は、神職に関するものや、書状の断簡等である。（書状のうちには戸田山城守から石川主殿頭にあてたものが1点ある。）

今回、伊東幸男氏の御快諾を得て、文書の一部を紹介することができた。

(1) 伊東家と三行の関係について

「伊東」は文政8（1825）年以前の文書では、すべて「伊藤」となっているので、以下「伊藤」と記すことにする。

三行の八王子神明宮には多くの棟札が残されているが、古い時期のものとしては、正応3(1290)年・正和4（1315）年・文明10（1478）年の棟札が確認できる[9]。このうち、正応3年のものには、「社人伊藤茂右衛門藤定」、また文明10年のものには、「神職伊藤茂右衛門」と記されている。

一方、伊東家に伝わる「天正三年伊東家祖先記録」（以下「祖先記録」とよぶ。付篇32・33頁）[10]によれば、(1)工藤祐経の流れをくむ工藤親光は、伊勢国長野を領し「長野」氏に改姓した。(2)長野親光妾腹の末子として光種が生まれた。(3)この光種は妾のもとで成人し「伊藤」氏をなのった。以上(1)～(3)の記録、および先に述べた棟札の記載からみて、光種がなのった「伊藤」

姓は、それ以前から三行の社人として存在が確認される「伊藤」氏となんらかの関係があるのではないかと考えられる。先述のように、光種の当時、長野氏一族は、長野城をめぐる足利方・北畠方の争いの中心にあった。伊藤光種もその南北朝の戦いの渦中にいたのではないかと考えられる。このことや、今回の発掘調査で出土した陶器甕が14世紀頃のものと推定されることから、三行城が、従来言われていた[11]よりも古く、南北朝の動乱期に長野氏一族と関係した城として存在した可能性もある。ただし、現時点ではこの推論を積極的に裏づける史料はない。

以上は、14世紀前半の伊藤氏と三行の様相である。この後、16世紀後半に至るまでの三行の伊藤氏の動向は、先にあげた文明10（1478）年の棟札の他、応永31（1424）年の「三行善覚三郎藪売券」[12]に三行郷内の藪地を伊藤三郎左衛門という人物が650文で買ったことが記載されているだけである。「祖先記録」に次に名前が見えるのが、伊藤内蔵助重坊である。

「祖先記録」によれば、(1)重坊は永禄10（1567）年からの織田信長の伊勢攻略の後、織田信孝（信長三男・神戸具盛の養子）の幕下に属していた。(2)信孝と秀吉が争い《天正10・11（1582・83）年》、秀吉や池田恒興と家康が戦った（すなわち小牧長久手の戦・天正12（1584）年）頃、重坊は三行村で神職につき、従来の伊藤氏の領地は分部光嘉のものとなった。分部光嘉が秀吉に召抱えられたのが文禄4（1595）年であり[14]、その頃上野城へ入っていたと考えられる事などからみて、重坊が神職についた（すなわち、武士＝三行領主から離れた）時期は、天正10年頃から文禄初年にかけてではないかと思われる（重坊没年を文禄2・3年と記した断簡がある）[15]。したがって、永禄から天正にかけての戦乱の中で、三行城が何らかの役割りをはたした可能性も考えられる。しかし、文献資料にも、今回の調査による考古資料にも、このことを証明するものはみられない。

(2) 伊東家の近世文書について

最初に触れたように伊東家に残された文書の大部分は近世の地方文書である。以下、これらの文書について簡単にみておきたい。

a．耕地売渡証文（付篇4～21頁）

家屋敷質物証文（付篇18頁）を含めて、22点ある（付篇には18点をあげた）。いずれも、年貢負担が不可能となった農民が、田・畑・屋敷を伊藤家へ売り渡した証文である。売買の対象となった土地の高が明記してあるものが18例ある。それらを単純に合計すると、伊藤家は、宝永3(1706)年から文化6（1809）年までの約100年間で、田5石2斗9合代・畑1石5斗7合代、「田畑」7斗2升代を買い集めたことになる。

b．奉公人請状（付篇23～25頁）

奉公人請状は4点残されている（付篇には3点をあげた）。そこに記された奉公人は、①桑名領員弁郡南大社村作次郎伜小三郎（12歳）、②桑名領員弁郡本郷村清兵衛伜甚九郎（17歳）、③尾州中嶋郡御原一色村金蔵伜□良（12歳）、④同国同郡（ママ）野田村庄吉伜新右衛門（23歳）の4人であり、それぞれ①12年、②6年、③10年、④2年の年季奉公である。奉公人に遠方の者が多いことが注意をひく。

c．宗門改（切支丹改）に関係する文書（付篇26頁～29頁）

これは、いずれも写し、控であると考えられる。「就切支丹御改（ニ一札）」の表題をもつ文書が、弘化2（1845）年・安政5（1858）年・慶応2（1866）年の3点（年代不詳のもの3点）残されている。この他、寺請状が1点みられる。前者は祖父・父・自分・母・（子供）・奉公人（奉公人の祖父・父・母）が、「切支丹宗門」に無関係であることを記した誓紙である。後者は他家から嫁いできた母・妻に関する寺請証文である。（梅澤）

〈註〉

① 三行善覚三郎藪売券（鈴鹿市郡山町酒井神社蔵）
② 若宮八幡宮上葺棟札（三行神社蔵）、〈註〉⑨参照。
③ 真田幸成「経塚古墳」（『国鉄伊勢線関係遺跡調査報告』鈴鹿市教育委員会　1966）
④ 小玉道明、村上喜雄『千里ヶ丘遺跡発掘調査報告書』（千里ヶ丘遺跡発掘調査団　1968）
⑤ 本堂弘之『三宅西条城跡発掘調査報告』（三重県教育委員会　1983）
⑥ 『三重の中世城館』（三重県教育委員会　1975）（御幸城」分
⑦ 河芸町三行在住の伊藤誠一氏の御教示による。
⑧ 「御幸」と書かれた史料もあるが、本稿では、時期をとわず「三行」に統一した。
⑨ 八王子神明宮は「黒田村々社三行神社誌」（伊東家文書・文書番号62）によると、明治6（1873）年に三行神社と改称されている。棟札については、河芸町郷土研究会の伊藤誠一氏、同滝上昌嗣氏の御好意により、先年修理の際に撮影された写真を見ることができた。三行神社に残された棟札には、ここにあげたものの他、弘安4（1281）年のもの（「黒田村々社三行神社誌」前掲）・文明9（1477）年のもの（平凡社・日本地名大系24『三重県の地名』「三行村」の項）が、それぞれ報告されているが、確認することができなかった。
⑩ 伊東家文書には、付篇にあげたように「天正三年伊東家祖先記録」とその写しが残されている。その記載は一部錯雑しており、内容からみて、天正3（1575）年に書かれたものではなく、江戸時代にはいってから成立したものと考えられる。（例えば、天正10・11（1582・83）年の信孝・秀吉の争い，天正12（1584）年の秀吉や池田恒興と家康の合戦（小牧長久手の戦）が記述されていることや、「羽柴筑前守秀吉徳川三河守家康公」等の表現がなされていることなどから江戸時代に作成されたものと考えられる。）
⑪ 例えば『三重の中世城館』（〈註〉⑥）では、元亀年間。
⑫ 〈註〉①参照
⑬ 伊東家文書中の断簡によると、伊藤内蔵助重坊（後に茂右衛門尉茂坊）は文禄2（1593）年8月25日（あるいは、同3年9月25日）に86才で病死した旨記録されている。戒名は秋岳栄照居士である。
⑭ 分部文書による。
⑮ 同時期に平野城（現、鈴鹿市平野町）主伊東茂右衛門の存在が知られている。『伊勢名勝志』によれば、彼は主家神戸氏が信長支配下に入った後、高岡城主山路弾正らと主家再興を企て、元亀3（1572）年に討ち取られたとなっている。「祖先記録」の伊藤茂右衛門尉茂坊と平野城主伊東氏とに何らかの関係があるのか不明である。。今後の考察を俟ちたい。

〈参考文献〉

平凡社・日本地名大系24『三重県の地名』1983　角川書店・日本地名大辞典24『三重県地名大辞典』1983

文書番号53

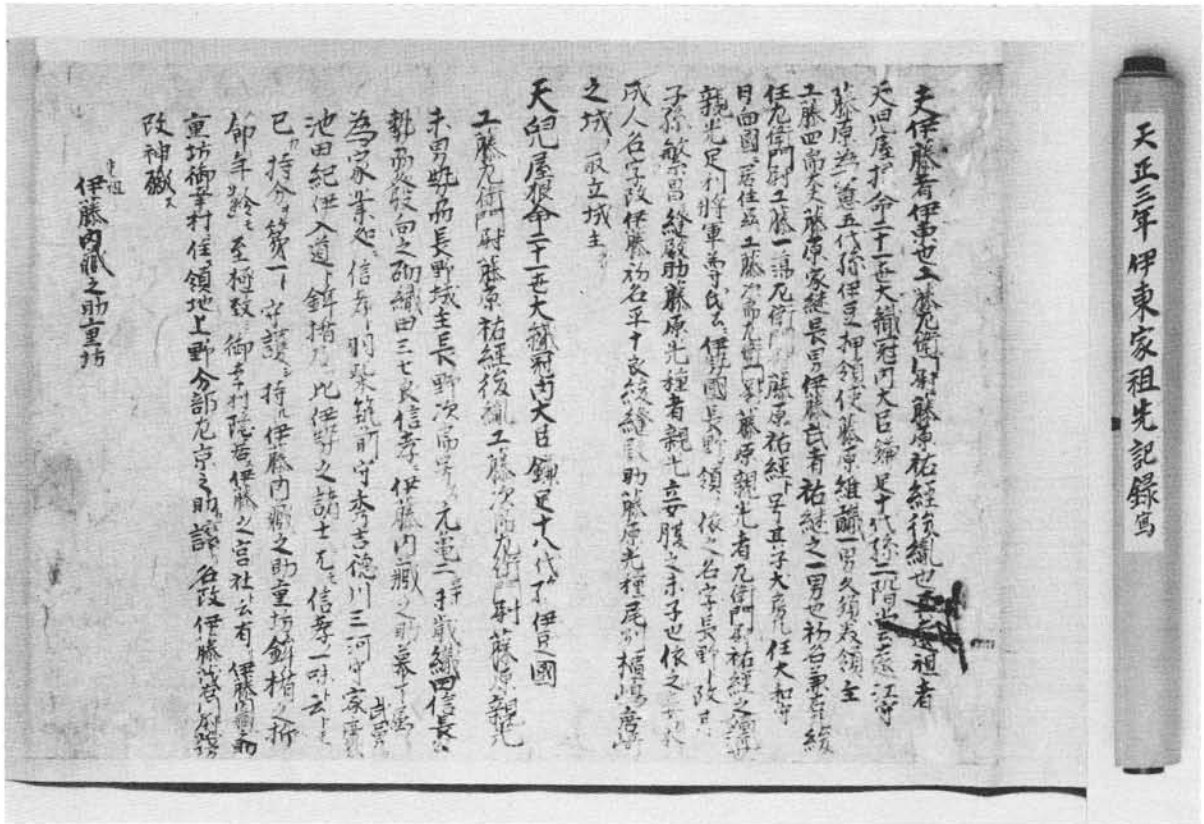

天正三年伊東家祖先記録写

夫伊藤者伊東也工藤左衛門尉藤原祐経後胤也其遠祖者
天児屋根命二十一世大織冠内大臣鎌足十代孫二階堂遠江守
藤原為憲五代孫伊豆押領使藤原維職一男久須美領主
工藤四郎大夫藤原家継長男伊藤武者祐継之一男也初名兼石丸後
任左衛門尉工藤一蕩左衛門尉藤原祐経ト号其子犬房丸任大和守
日向国ニ居住茲ニ工藤次郎左衛門尉藤原親光者左衛門尉祐経之嫡流也
親光足利将軍尊氏公ニ伊勢国長野ヲ領ス依之名字長野ト改其
子孫繁昌ス縫殿助藤原光種者親光妾腹之末子也依之妾乃本ニ
成人名字改伊藤初名平十良後縫殿助光種尾州櫃嶋唐崎
之城ヲ取立城主タリ
天児屋根命二十一世大織冠内大臣鎌足十八代孫伊豆国
工藤左衛門尉藤原祐経後胤工藤次郎左衛門尉藤原親光
末男勢州長野城主長野次郎号ス元亀二辛未歳織田信長公
勢州発向之砌織田三七良信孝ニ伊藤内蔵之助幕下属シテ
武勇ヲ
為家業処ニ信孝ト羽柴筑前守秀吉徳川三河守家康公
池田紀伊入道ト鉾楯及フ比伊勢之諸士尤モ信孝ノ一味ト云トモ
己カ持分ヲ第一ト守護シ持ル伊藤内蔵之助重坊鉾楯之折
節年齢モ至極致シ御幸村隠居ス伊藤之宮社ト云有リ伊藤内蔵之助
重坊御幸村ニ住ス領地上野分部左京之助江譲リ名改伊藤茂右衛門尉茂坊
改神職ス
先祖
伊藤内蔵之助重坊

文書番号52

天正三年伊東家祖先記録

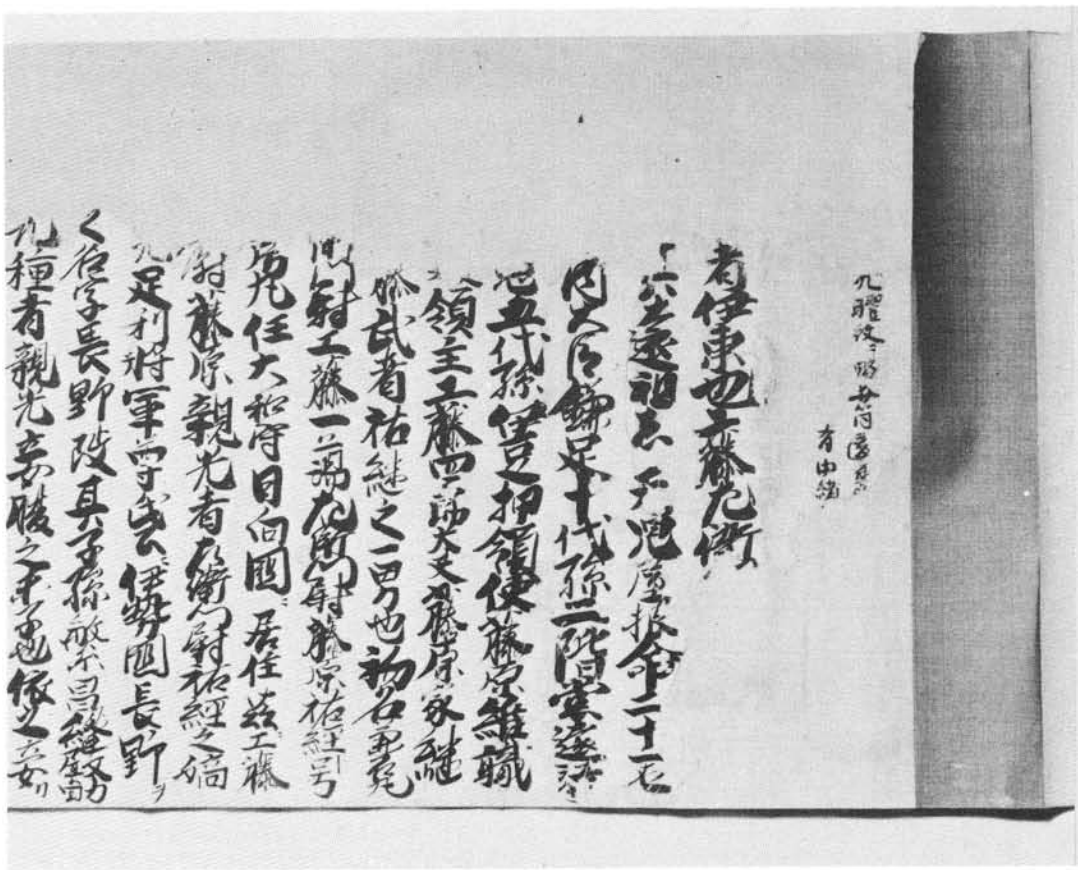

文書番号39

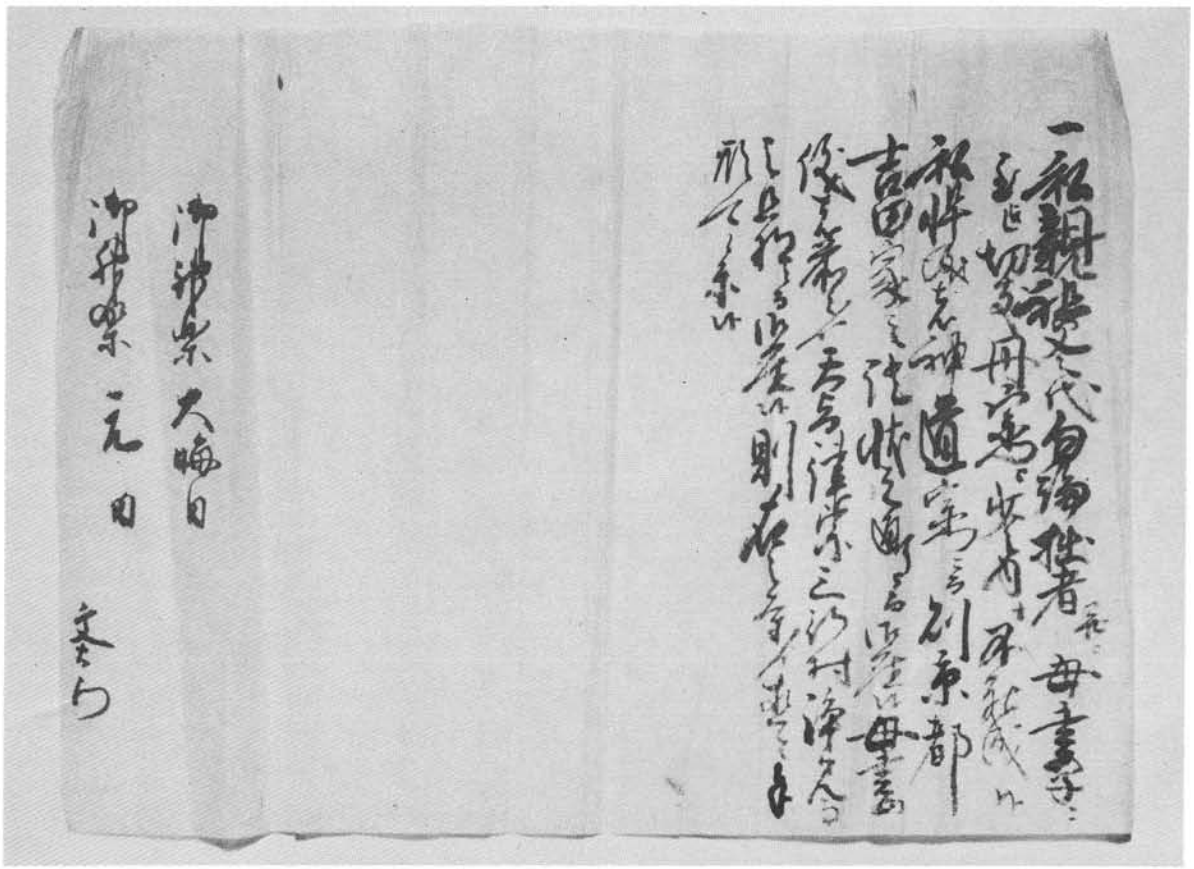

一私親祖父之代勿論拙者并ニ母妻子ニ
至迄切支丹宗門ニ少之内も不罷成候
私伜儀者神道宗門ニ而則京都
吉田家之証状之通リニ而御座候母妻
儀者前々より天台律宗三行村浄見寺
之旦那ニ而御座候則右之寺より直ニ手
形可参候

御神楽　大晦日
御神楽　元　日

文右衛門

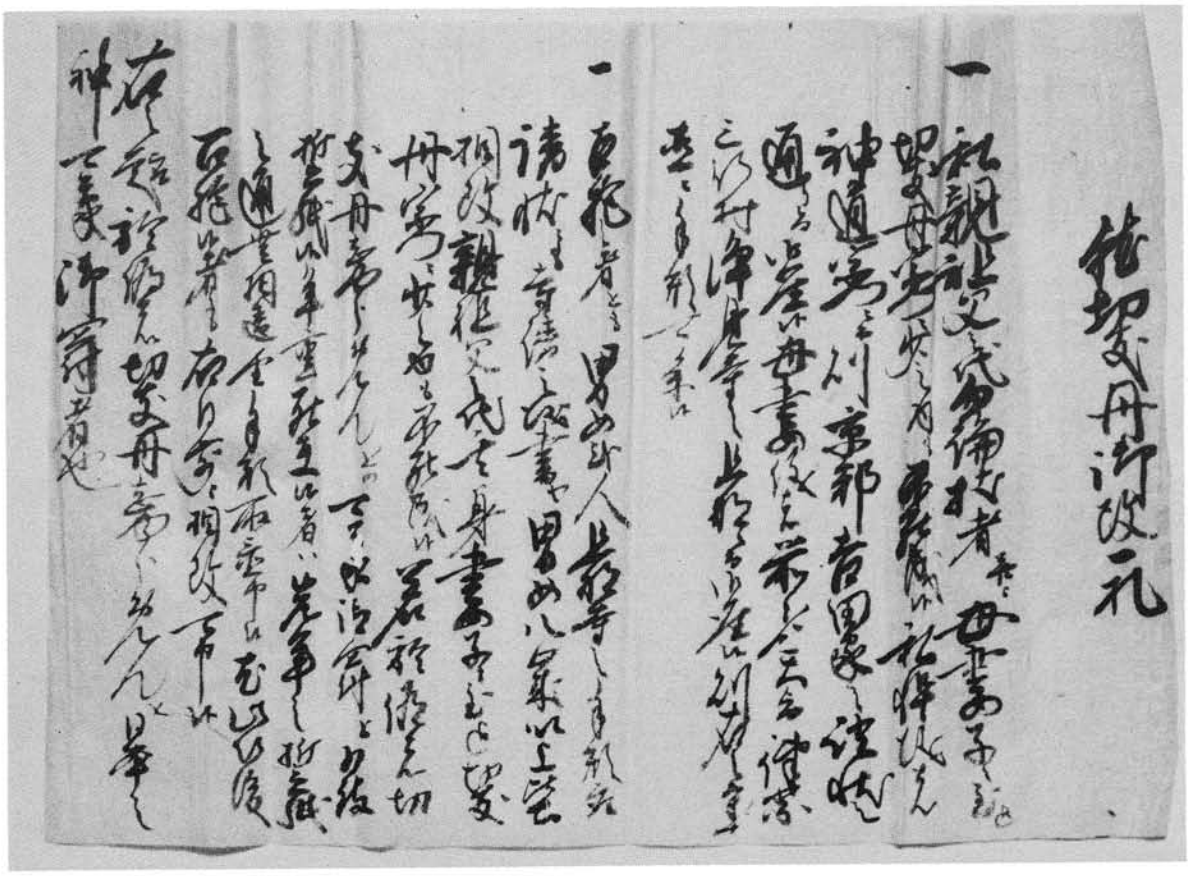

就切支丹御改一札

一私親祖父之代勿論拙者并ニ母妻子ニ至迄
切支丹宗門ニ少之内も不罷成候私伴儀者
神道宗門ニ而則京都吉田家之証状之
通リニ而御座候母妻儀者前々より天台律宗
三行村浄見寺之旦那ニ而御座候則右之寺より
直ニ手形可参候
一召抱候者とも男女弐人旦那寺之手形取
請状ニも寺請之儀書セ男女八歳以上堅
相改親祖父之代其身妻子ニ至迄切支
丹宗門ニ少之内も不罷成候若於偽者切
支丹志ゆら免んとの可蒙御罰と為致
誓紙候年重罷在候者ハ先年之誓紙
之通無相違由手形取置申候尤此以後
召抱候者も右同前ニ相改可申候
右之趣於偽者切支丹志ゆら免んと日本之
神可蒙御罰者也

（後欠か）

文書番号36

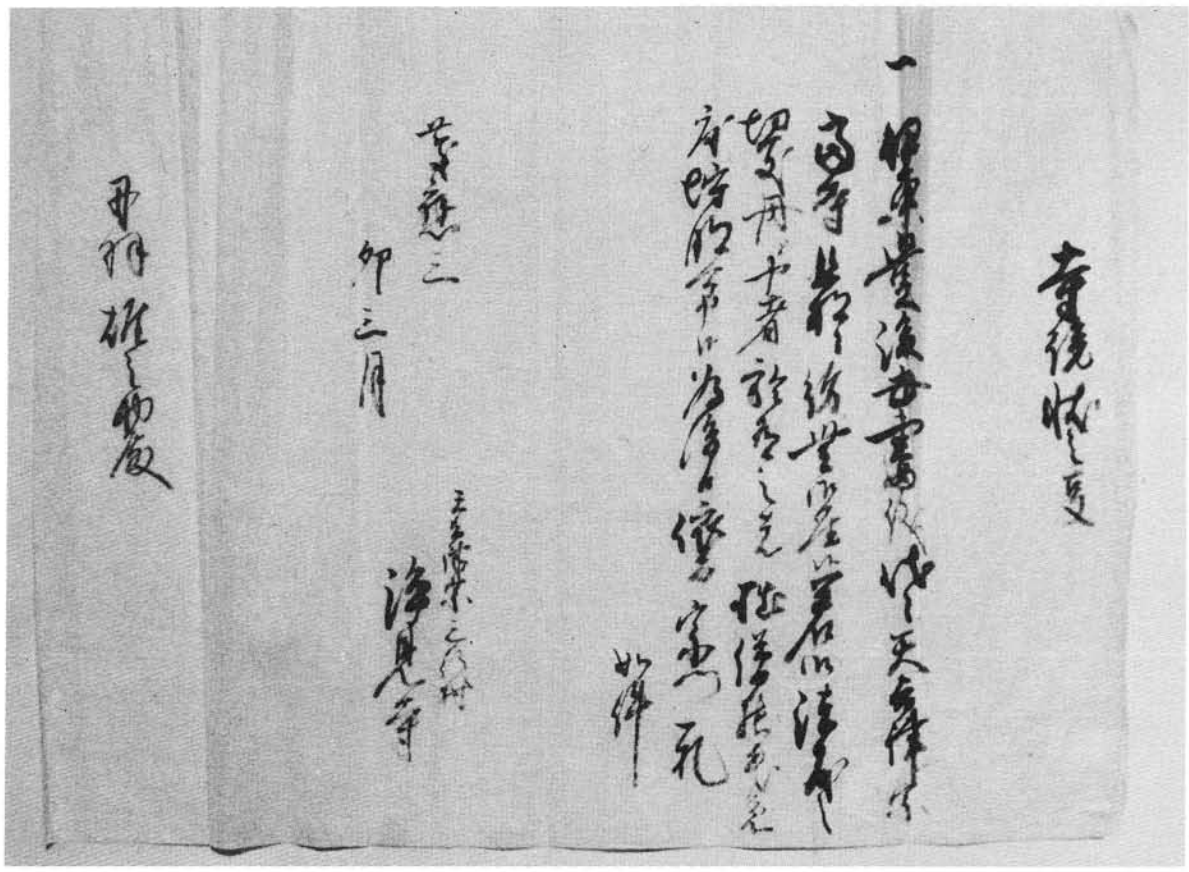

寺請状之事

一伊東豊後母妻儀代々天台律宗
当寺旦那ニ紛無御座候若御法度之
切支丹と申者於有之者拙僧罷出急
度埒明可申候為後日依而宗門一札
如件

慶応三　　天台律宗三行村
卯三月　　浄見寺

丹羽雄之助殿

文書番号35

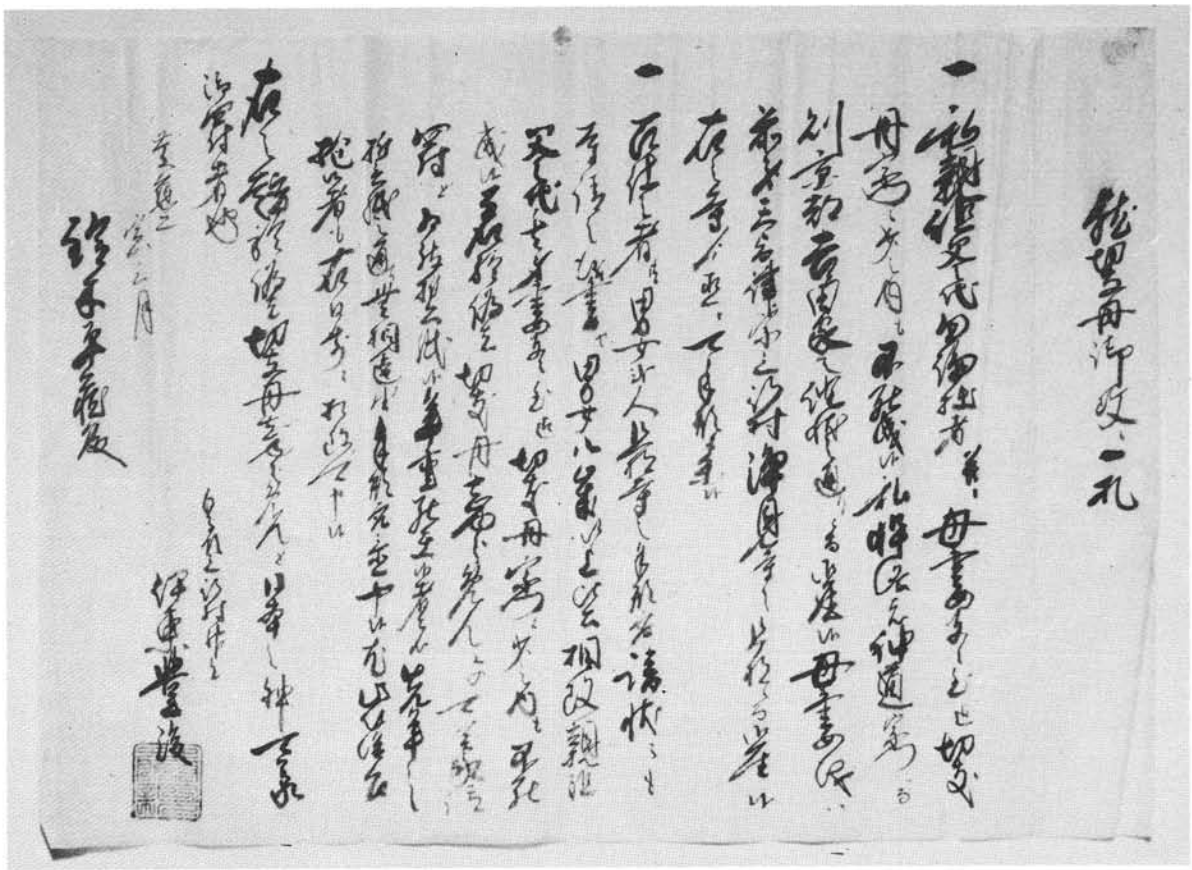

就切支丹御改ニ一札

一私親祖父之代勿論拙者并ニ母妻子ニ至迄切支
丹宗門ニ少之内も不罷成候私伴共者神道宗門ニ而
則京都吉田家之証状之通リニ而御座候母妻儀ハ
前々より天台律宗三行村浄見寺之旦那ニ而御座候
右之寺より直ニ可手形参候
一召使之者共男女弐人旦那寺之手形取請状ニも
寺請之儀書セ男女八歳以上堅相改親祖
父之代其身妻子ニ至迄切支丹宗門ニ少之内も不罷
成候若於偽者切支丹志ゆら免んとの可蒙御
罰と為致誓紙候年重罷在候者者先年之
誓紙之通リ無相違由手形取置申候尤此以後召
抱候者も右同前ニ相改可申候
右之趣於偽者切支丹志ゆら免んと日本之神可蒙
御罰者也

慶応二
寅三月

白子領三行村神主
伊東豊後 印

鈴木平蔵殿

文書番号33

就切支丹御〇改一札

一私親祖父之代勿論拙者并ニ妻子ニ至
迄切支丹宗門少之内も不罷成候私伜義ハ
神道宗門ニ而則京都吉田家之証状
通りニ而御座候妻義ハ前々より天台律宗
三行村浄見寺之檀那ニ而御座候則右之寺より
直ニ手形可参候
一召使之者共男女二人旦那寺之手形取
請状ニも寺請之儀為書男女八歳以
上堅相改親祖父之代其身妻子ニ
至迄切支丹宗門ニ少之内も不罷成候若
於偽者切支丹志ゆら免んと可蒙御罰
為致誓紙候年重罷在候者ハ先年
之誓紙通リ無相違由手形取置申候
尤此巳後召抱候者も右同前ニ相改
右之趣於偽ハ切支丹志ゆら免ん等
日本之神可蒙御罰者也

安政五
午三月

四十四才 伊藤豊前
四十一才女 房 柳
十七才男子虎之輔
十二才同 雅楽輔
〆右四人

鈴木啓次郎殿

文書番号31

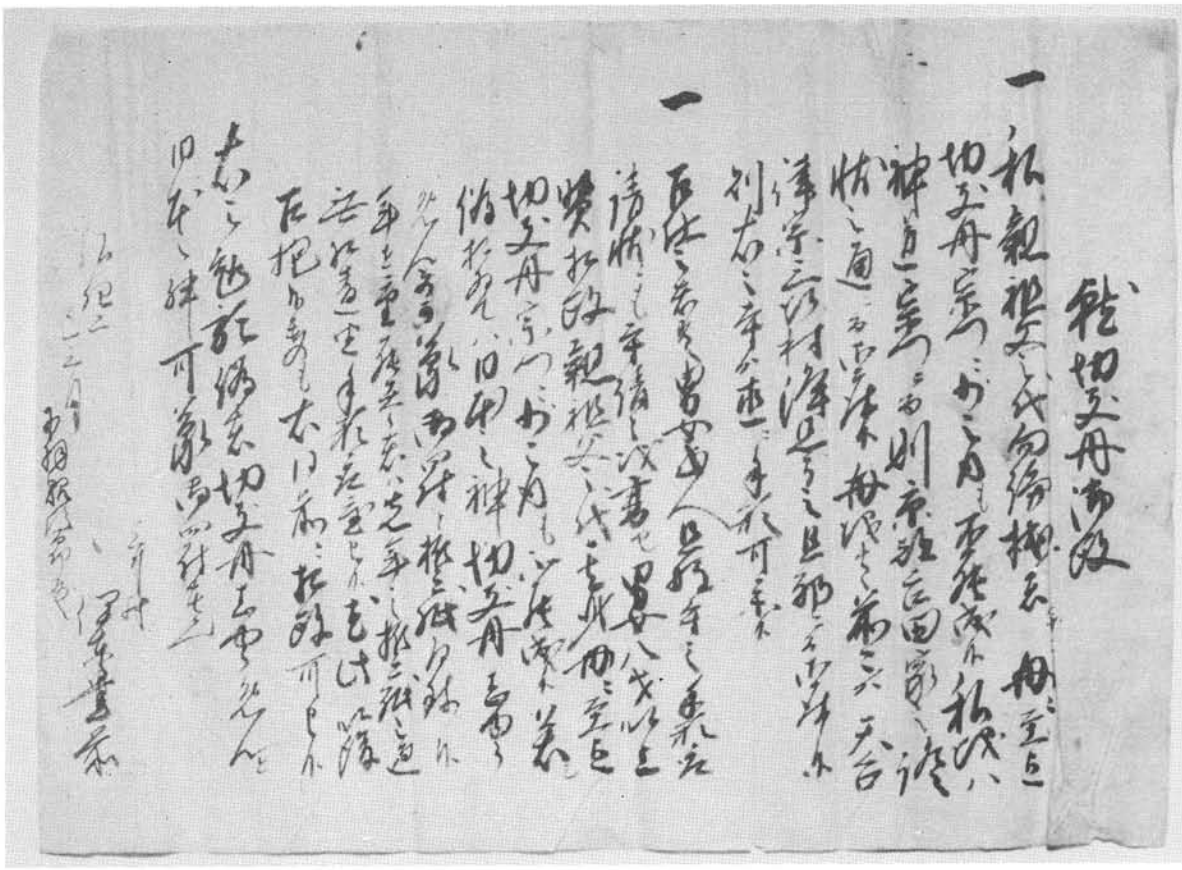

就切支丹御改

一私親祖父之代勿論拙者并ニ母ニ至迄
切支丹宗門ニ少之内も不罷成候私儀ハ
神道宗門ニ而則京都吉田家之証
状之通ニ而御座候母儀者前々より天台
律宗三行村浄見寺之旦那ニ而御座候
則右之寺より直ニ手形可参候
一召仕之者共男女弐人旦那寺之手形取
請状ニも寺請之儀書セ男女八才以上
賢相改(堅カ)親祖父之代其身母ニ至迄
切支丹宗門ニ少之内も不罷成候若シ
偽於(お)ねてハ日本之神切支丹志(し)ゆら
免(め)んとの可蒙御罰候誓紙為致候
年を重罷在候者ハ先年之誓紙之通
無相違由手形取置申候尤此以後
召抱候ものも右同前ニ相改可申候
右之趣於偽者(は)切支丹志(し)ゆら免(め)んと
日本之神可蒙御罰者也

弘化二巳三月　三行村伊藤豊前

丹羽紹次郎殿

文書番号29

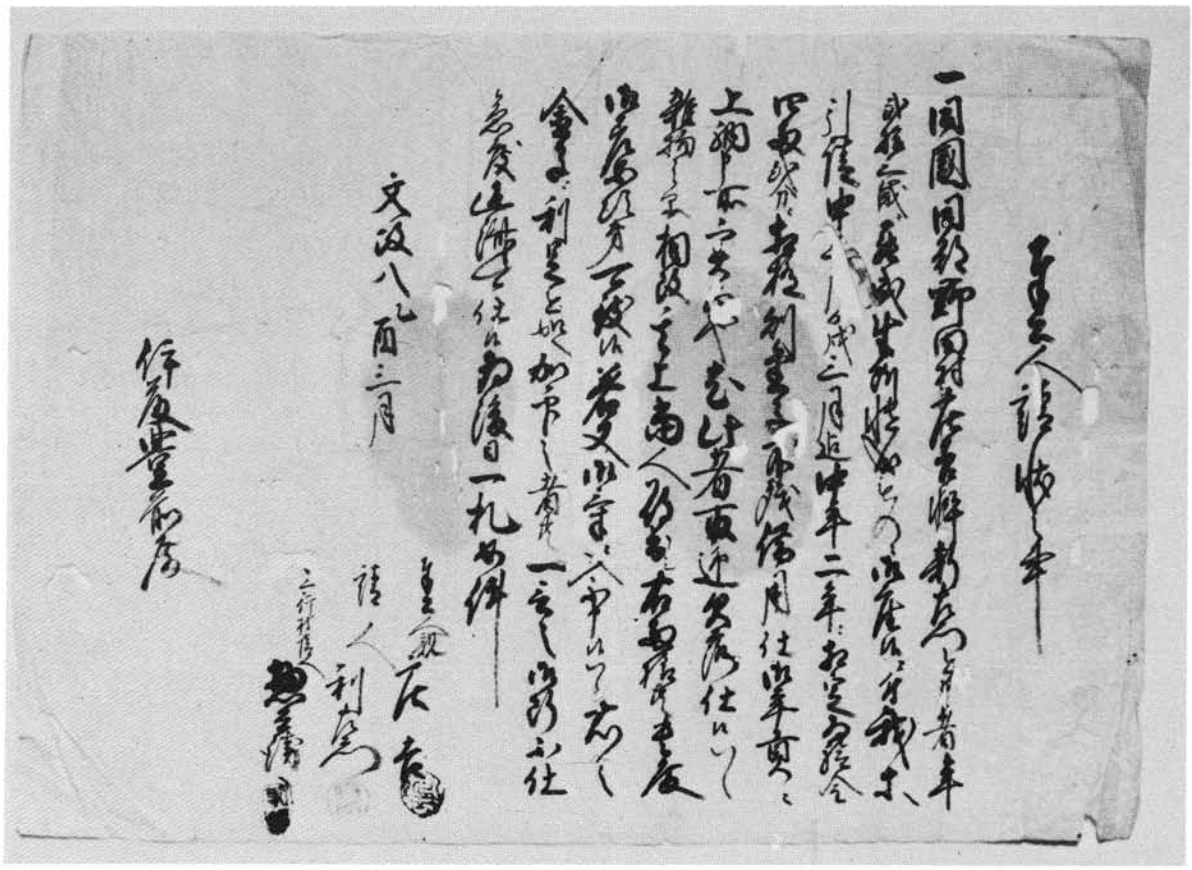

奉公人請状之事

一同国同郡野田村庄吉伜新左衛門と申者年
弐拾三歳ニ罷成生所慥成ものニ御座候ニ付我等
引請申□□(三月)より戌三月迄中年二年ニ相定為給金
四両弐分ニ相極則金子不残借用仕御年貢ニ
上納申所実正也尤此者取逃欠落仕候ハヽ
雑物之品相改其上当人尋出シ右両様共貴殿
御差図次第可致候若又御気ニ入不申候ハヽ右之
金子ニ利足を加へ加印之者共一言之御断不仕
急度返済可仕候為後日一札如件

奉公人親
庄　吉㊞
請人
利左衛門㊞
三行村請人
惣兵衛㊞

文政八乙酉三月

伊藤豊前殿

文書番号28

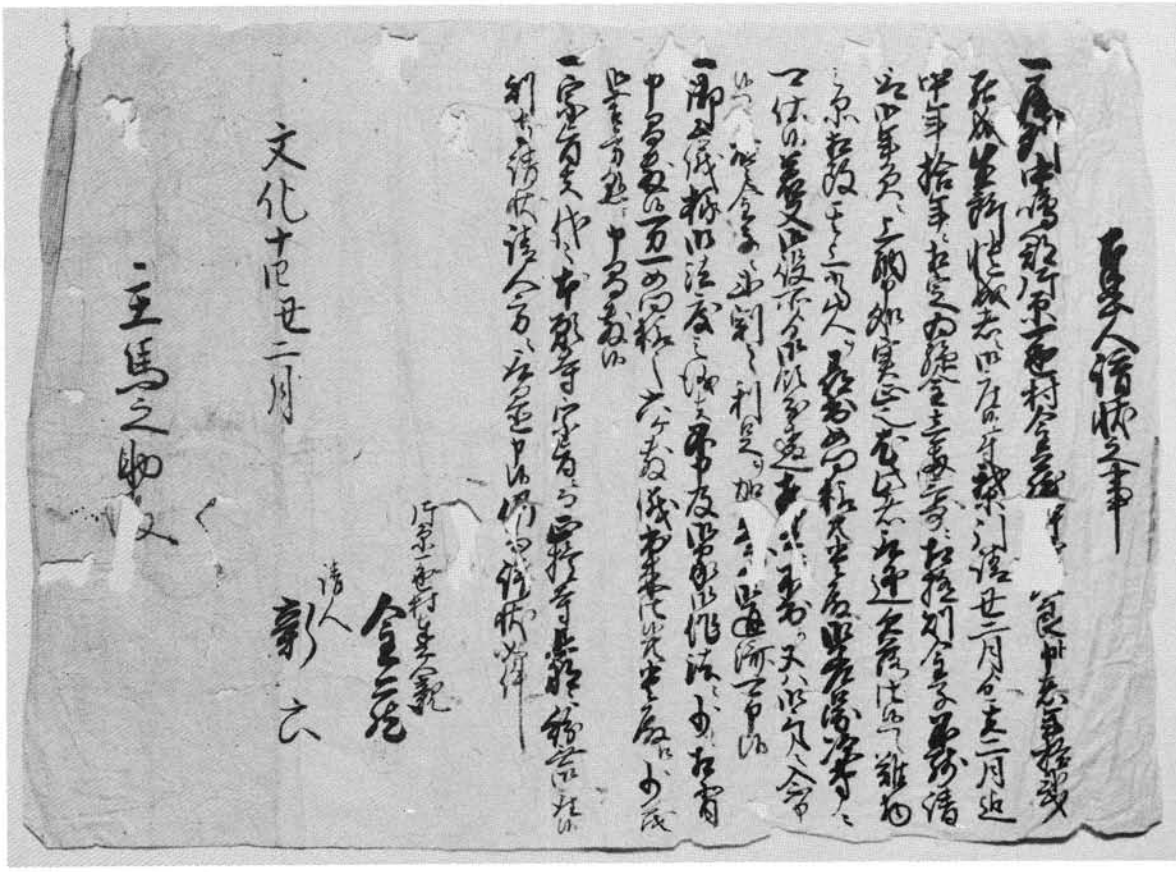

奉公人請状之事

一尾州中嶋郡御原一色村金蔵「　　」（伜カ）（次カ）良ト申者年拾弐才
罷成生所慥成者ニ御座候ニ付我等引請丑二月より亥二月迄
中年拾年ニ相定為給金壱両三分ニ相極則金子不残請
取御年貢ニ上納申処実正也尤此者取逃欠落仕候ハヽ、難物（雑カ）
之品相改其上当人ヲ尋出如何様共貴殿御差図次第ニ
可仕候若又御役所より御領分違「　　」（奉公不カ）出か又ハ御気ニ入不申
候ハヽ、右之金子ニ弐割之利足ヲ加「　　」返済可申候
一御公儀様御法度之儀者不申及御家御作法ニ少も相背（は）
申間敷候万一如何様之六ヶ敷儀出来仕候共貴殿江（え）少茂（も）
御苦労懸ヶ申間敷候
一宗旨者代々本願寺宗旨ニ而（て）正権寺旦那ニ紛無御座候（は）
則ち請状請人方ニ取置申候仍而（て）請状如件

文化十四丑二月

御原一色村奉公人親
金　蔵㊞
請人
新　六㊞

主馬之助殿

文書番号27

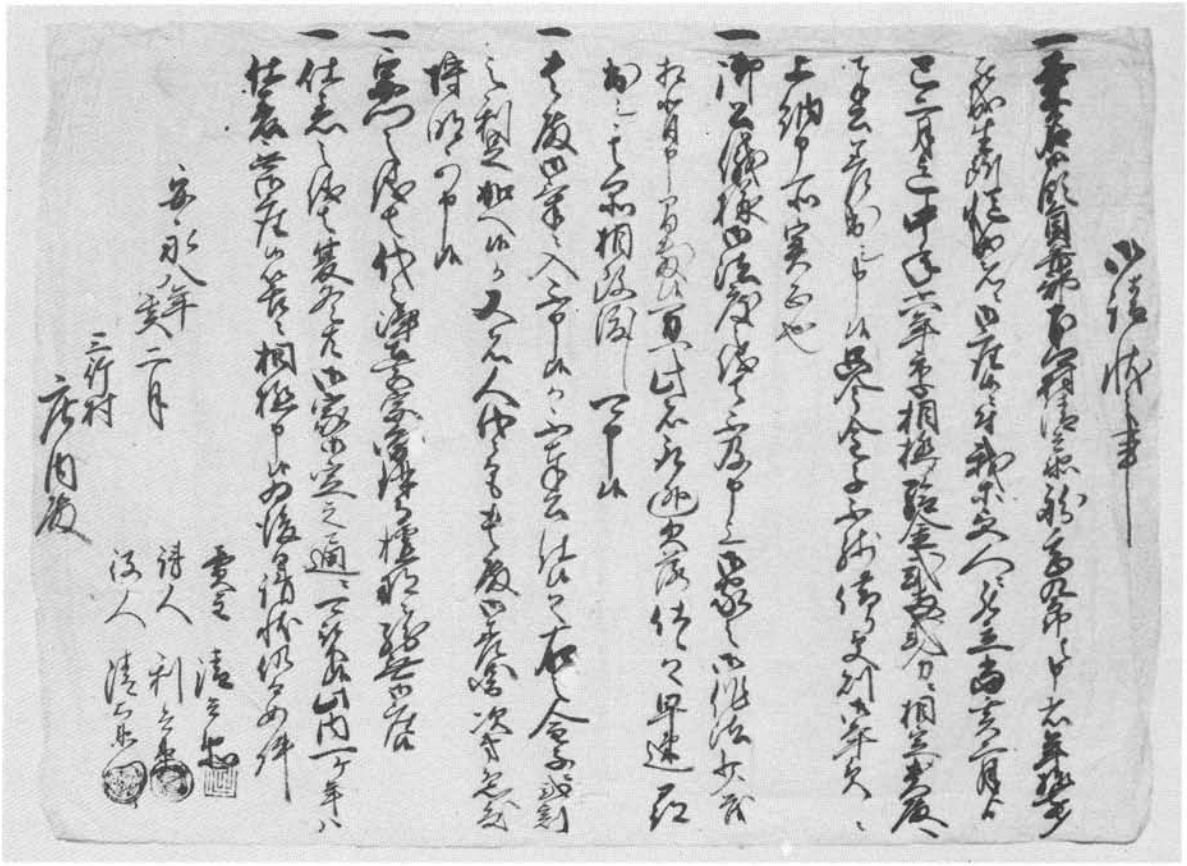

御請状之事

一桑名御領員弁郡本郷村清兵衛伜甚九郎(と)与申者年拾七才
罷成生所慥成者ニ御座候ニ付我等受人ニ罷立当亥二月より
巳二月迄中年六年季相極メ給金弐両弐分ニ相定メ貴殿へ
奉公差出シ申候只今金子不残借リ受則御年貢ニ
上納申所実正也
一御公儀様御法度之儀者(は)不及申上御家之御作法少茂(も)
相背申間敷候万一此者取逃欠落仕候ハヽ早速尋
出シ其品相改渡し可申候
一貴殿御気ニ入不申候か不奉公仕候ハヽ右之金子ニ弐割
之利足加へ候か又者人代(は)ニ而(て)も貴殿御差図次第急度
埒明可申候
一宗門之儀者代々浄土真宗圓琳寺檀那ニ紛無御座候
一仕着之儀者(は)夏冬共御家御定之通ニ可被下候此内一ヶ年ハ
仕着無御座候筈ニ相極申候為後日請状仍而(て)如件

売主　清兵衛　印

安永八年　　請人　利兵衛　印

亥二月　　役人　清右衛門　印

三行村庄内殿

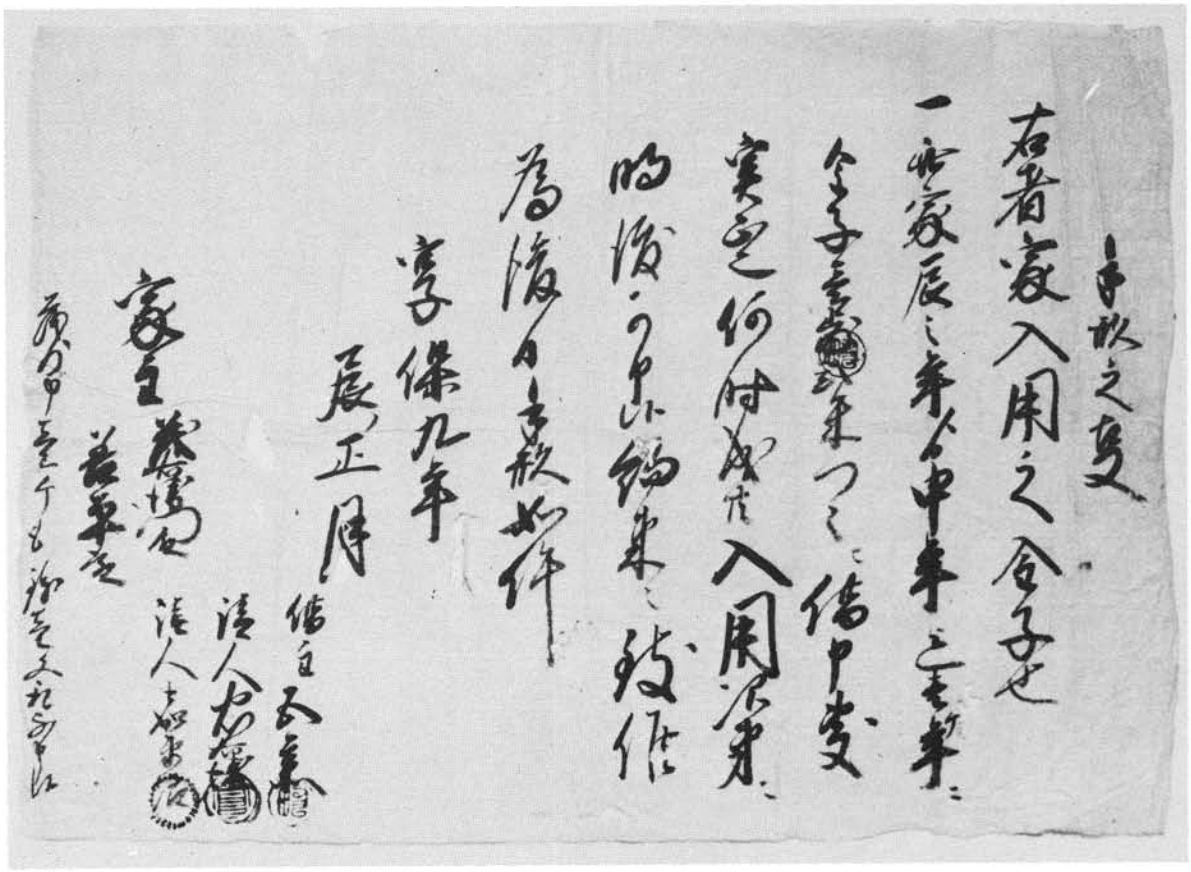

手形之事

右者家入用之金子也

一此家辰之年より申年迄壱ヶ年ニ

金子壱歩弐朱つゝニ借申処

実正也何時成共入用次第ニ

明渡可申候約束ニ致候

為後日手形如件

享保九年

辰ノ正月

借主　五兵衛　㊞

請人　忠右衛門　㊞

請人　嘉平治　㊞

家主　茂右衛門殿

善　平殿

茂右衛門申壱ケも銭壱文取不申候

文書番号22

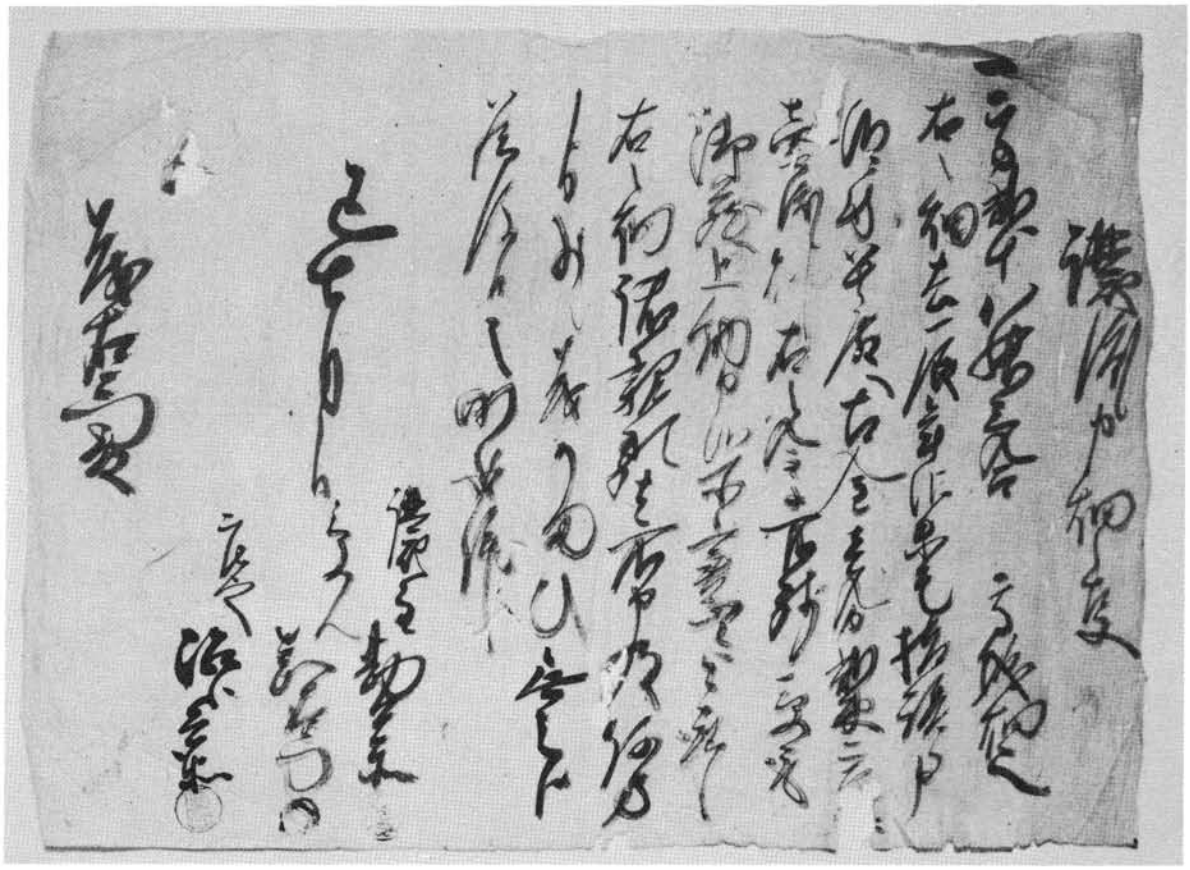

譲渡し申畑之事

一高弐斗八升三合　高城畑也（カ）
右之畑去辰年御未進指詰リ申
候ニ付貴殿へ古金壱分弐ニ而（て）
売渡し則右之金子不残受取
御蔵へ上納申候所実正ニ御座候
右之畑諸親類者（は）不申及何方
より少し茂（も）か満（ま）ひ無之候
為後日之明如件

譲主　勘兵衛㊞
受人　甚右衛門㊞
庄屋　治郎兵衛㊞

巳七月日

茂右衛門殿

譲り渡シ申畑之事

一高壱升　　北脇畑松林也

右ハ辰之御年貢ニ指詰リ金壱分に
譲り則御蔵へ上納致可申候若此畑ニ付六
ケ敷事出来仕候ハ請人罷出急々度埒
明可申候為後日如件

譲主　儀右衛門　㊞
請人　□左衛門　㊞
庄屋　孫　七　㊞

巳二月

伊藤市之進殿

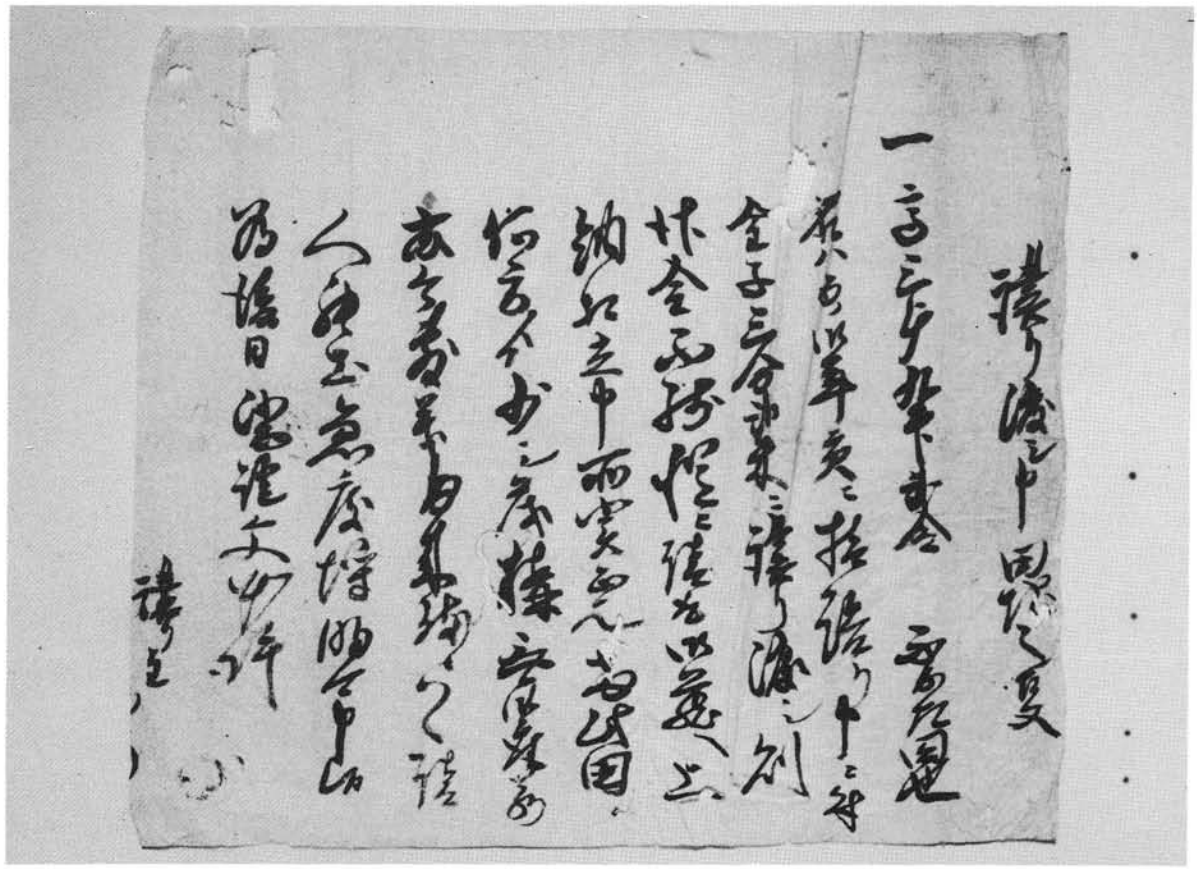

譲り渡シ申田地之事

一高三斗九升弐合　ふかた田也

右ハ酉ノ御年貢ニ指詰リ申ニ付

金子三分弐朱ニ譲リ渡シ則

代金不残慥ニ請取御蔵へ上

納相立申所実正也於此田ニ

何方より少シ茂(も)構無御座候若

六ヶ敷義出来致候ハヽ請

人罷出急度埒明可申候

為後日仍而(て)証文如件

譲り主

（後　欠）

文書番号19

家屋敷質物証文之事

一　家屋敷　　○（甚六印）午三月限り　利年壱割弐分五厘

右者去辰之御年貢上納ニ指詰り候ニ付貴殿江（え）（は）

金子弐両ニ預ヶ置申候所実正ニ御座候右金子　○（甚六印）

元利調銀之節ハ御返し可被下候万一金子相滞

申候節ハ貴殿御勝手ニ可被成候右家屋敷之分

ニ付何様之六ヶ敷儀出来仕候共加判之者ども

罷出急度埒明可申候為後日質入証文

仍而（て）如件

質入主　甚　六㊞

受人　次郎兵衛㊞

〃　儀之右衛門㊞

〃　孫　七㊞

文化六年

巳三月

市之進殿

文書番号18

譲り渡シ申畑之事

一高九升五合　田（朱書き）　北王（わ）き　二郎作分

一高弐斗六升四合　畑（朱書き）　同所　同人分

（朱書き）〆高三斗五升九合

右ハ子ノ御未進ニ指詰り申候ニ付金子壱両ニ相極メ金子不残慥ニ請取御未進ニ上納申所実正也此畑ニ付何方より少茂（も）構無御座候若六ヶ敷義出来候共我等引請急度埒明可申候為後日譲り証文仍而（て）如件

譲り主　八郎兵衛㊞
請人　喜兵衛㊞
同断　平右衛門㊞
庄屋　長左衛門㊞

安永九年
子ノ極月

市之進殿

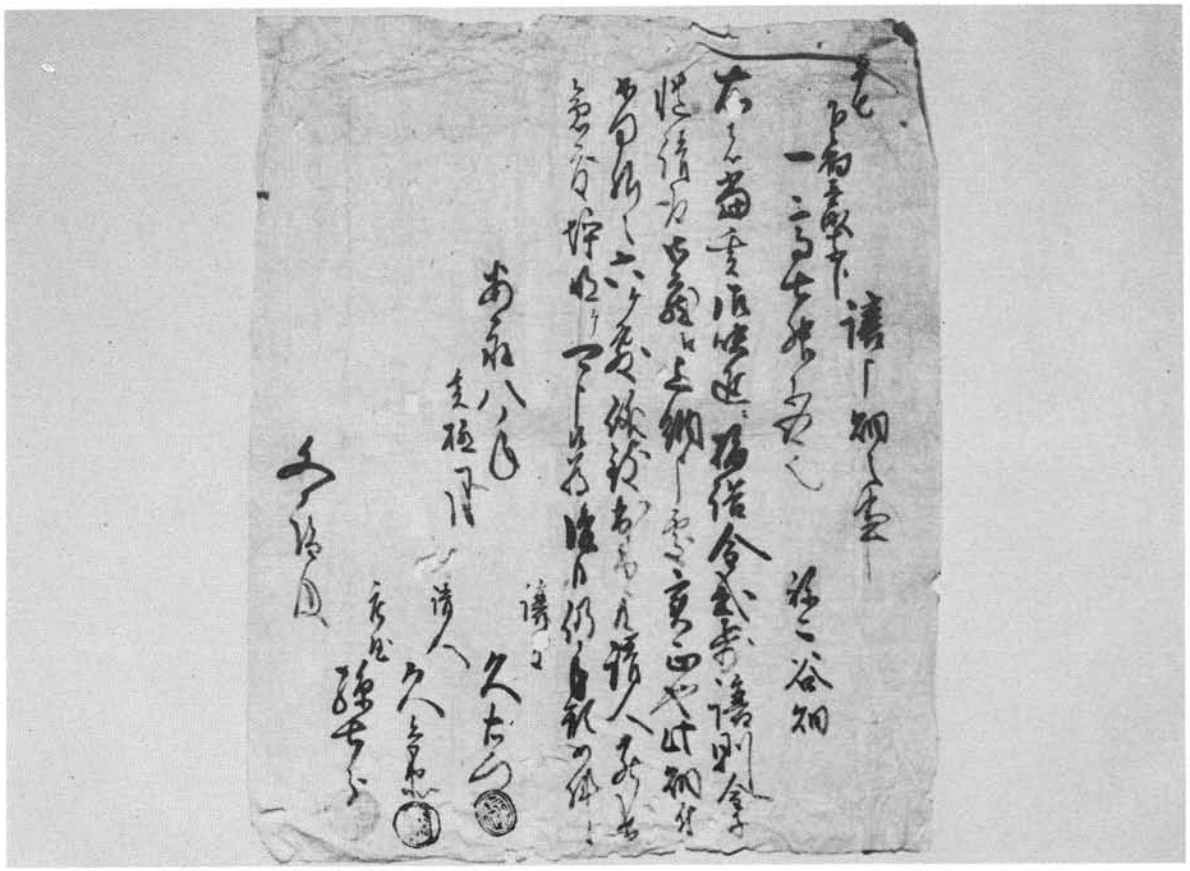

譲申畑之事

一高七升五合也　祢（ね）こ谷畑
五十七（カ）下之畑壱畝十五分

右者当亥（未カ）御味進ニ指詰金弐歩譲則金子
（は）
慥請取御蔵（江（え））上納申処実正也此畑付
如何様之六ヶ敷儀致出来候共請人罷出
急度埒明ヶ可申候為後日仍手形如件

安永八年
亥極月

譲主　久右衛門　㊞
請人　久兵衛　㊞
庄屋　孫七郎　㊞

文兵衛（カ）殿

文書番号16

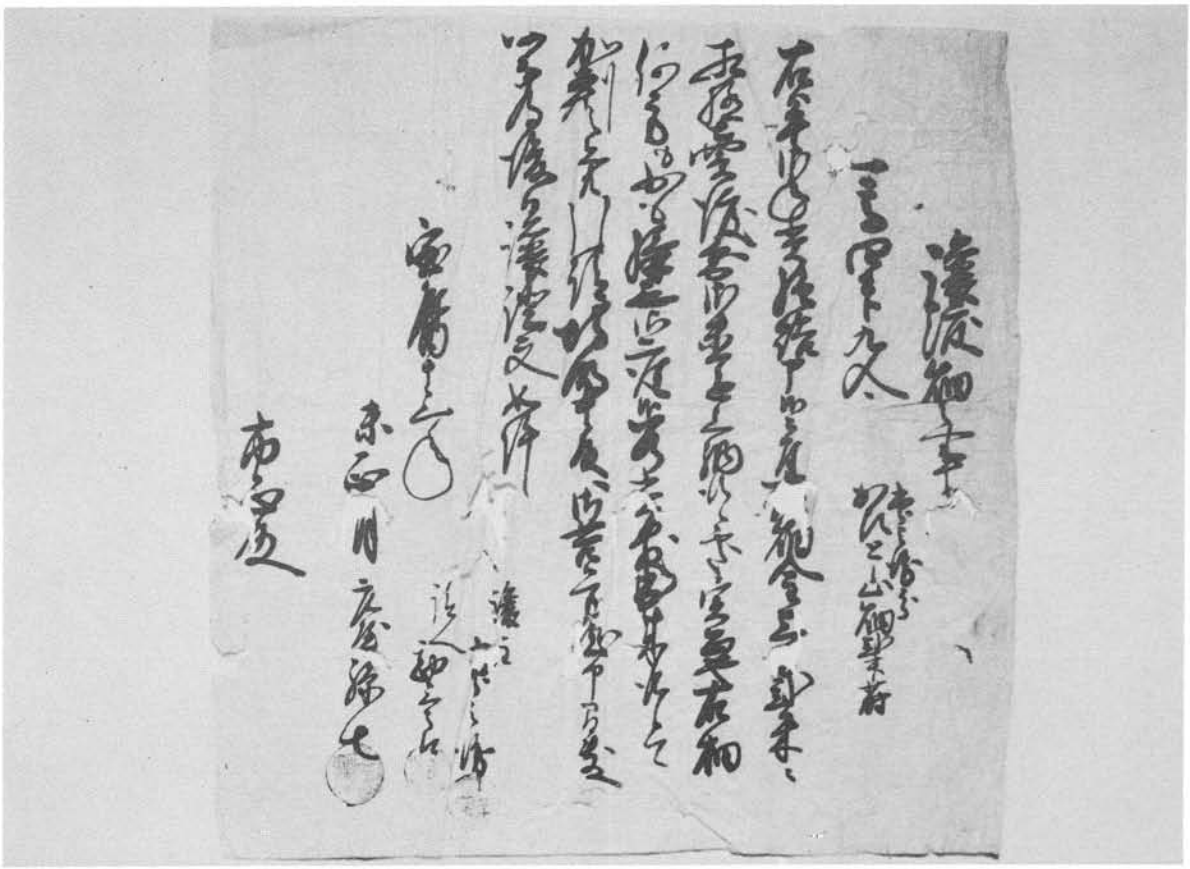

譲渡畑之事

一高四升九合　六郎兵衛分
かひと山畑弐升蒔

右ハ午御年貢指詰申候ニ付□（右カ）畑金三□（分カ）弐朱ニ
相極売渡則御未進上納仕候処実正也右畑
何方も少も構無御座候若六ヶ敷出来仕候ハ、
加判之者共引請埒明貴殿へ御苦労懸申間敷
仍而（て）為後日譲証文如件

譲主　六郎兵衛㊞
請人　勘三郎㊞
庄屋　孫七㊞

宝暦十三年
未正月

市正殿

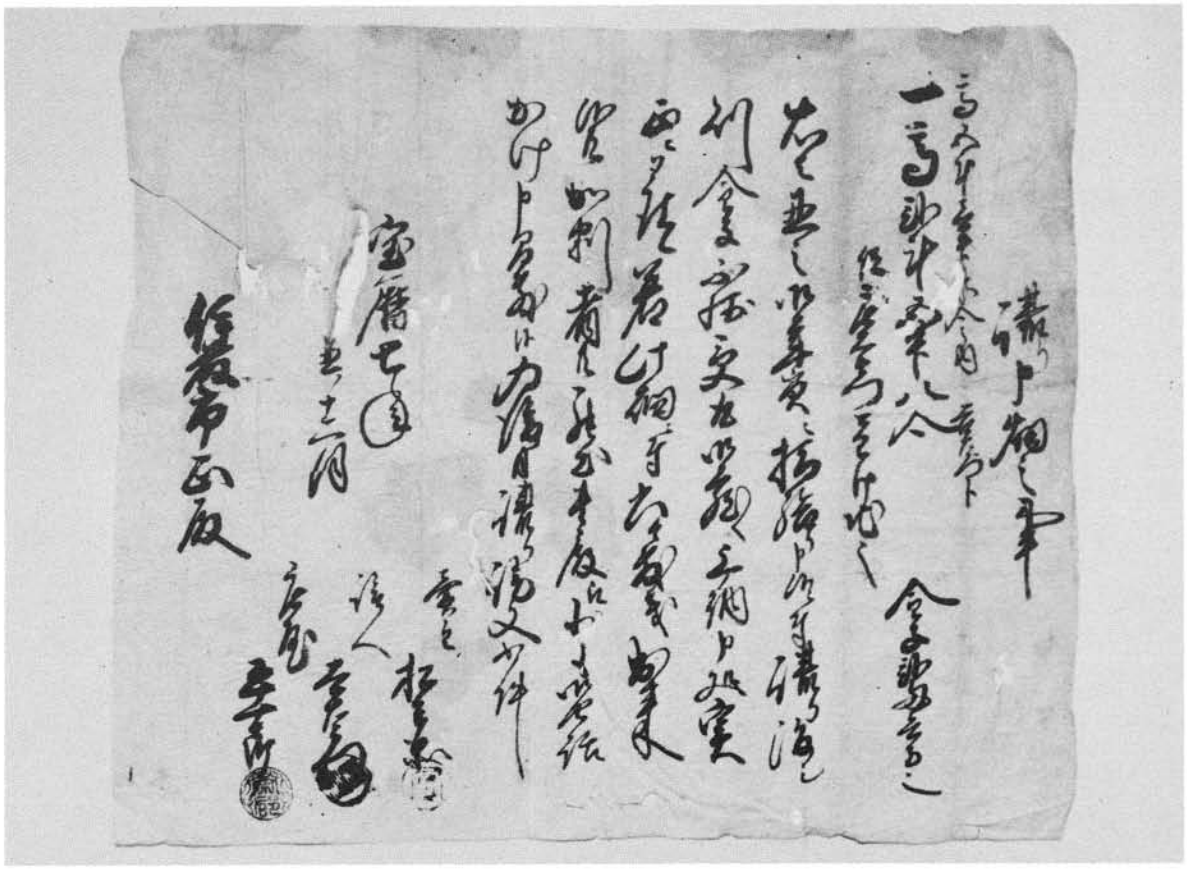

譲り申畑之事

高五斗壱升弐合之内　吉右衛門分
一高弐斗五升八合　金子弐両壱分也
但庄右衛門と王(わ)け地也
右者丑(は)之御年貢ニ指詰り申候ニ付譲り渡シ
則金子不残受取御蔵へ上納申処実
正ニ御座候若此畑ニ付六ヶ敷義出来
候共加判者共罷出貴殿江(え)少も御世話
かけ申間敷候為後日譲り証文如件

宝暦七年
丑ノ十二月

売主　松兵衛㊞
請人　太右衛門㊞
庄屋　平十郎㊞

伊藤市正殿

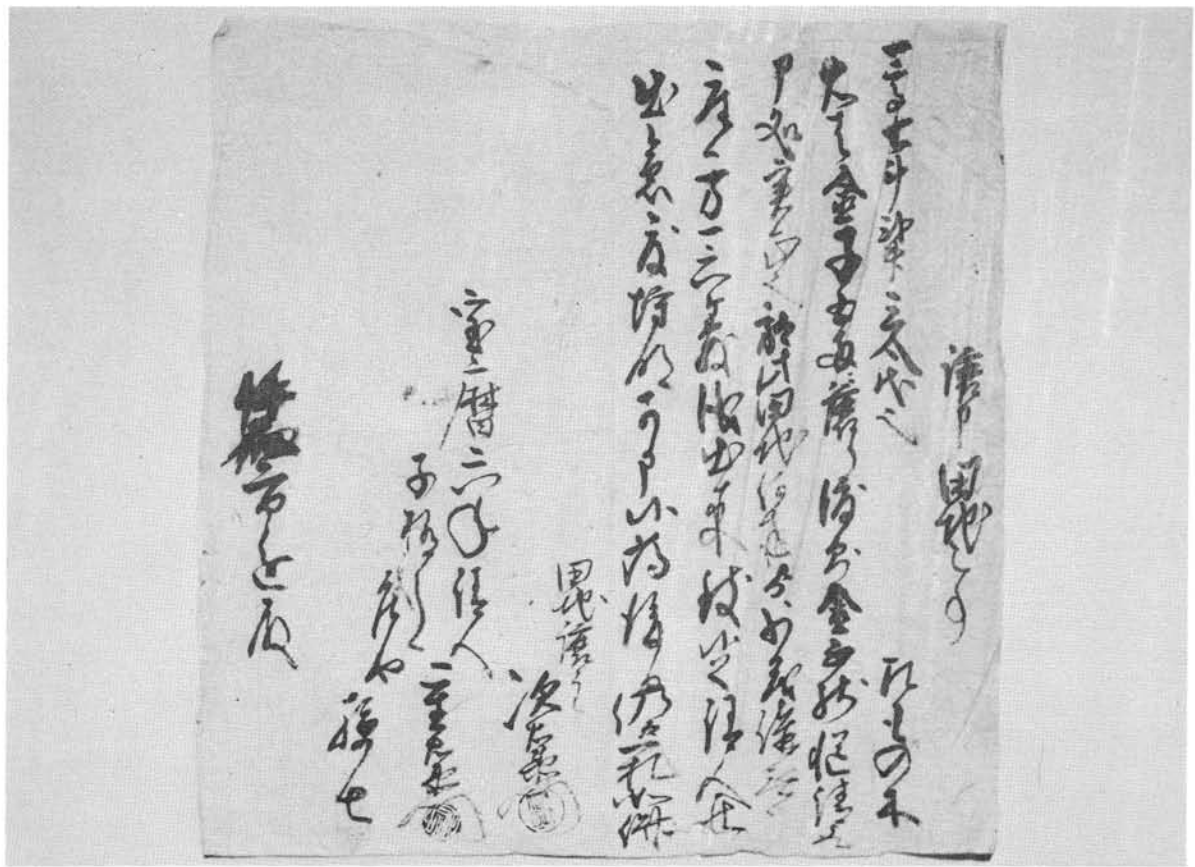

譲申田地之事

一高七斗弐升三合代也　たもの木

右者金子五両ニ譲り渡間金不残慥請取（は）

申処実正也於此田地何連（れ）より少茂（も）構無御

座候万一六ヶ敷儀出来致候ハヽ、請人罷

出急度埒明可申候為後日仍而（て）一札如件

田地譲主　次右衛門　㊞

請人　重右衛門　㊞

庄屋　孫七　㊞

宝暦六年

子極月

伊藤市ノ進殿

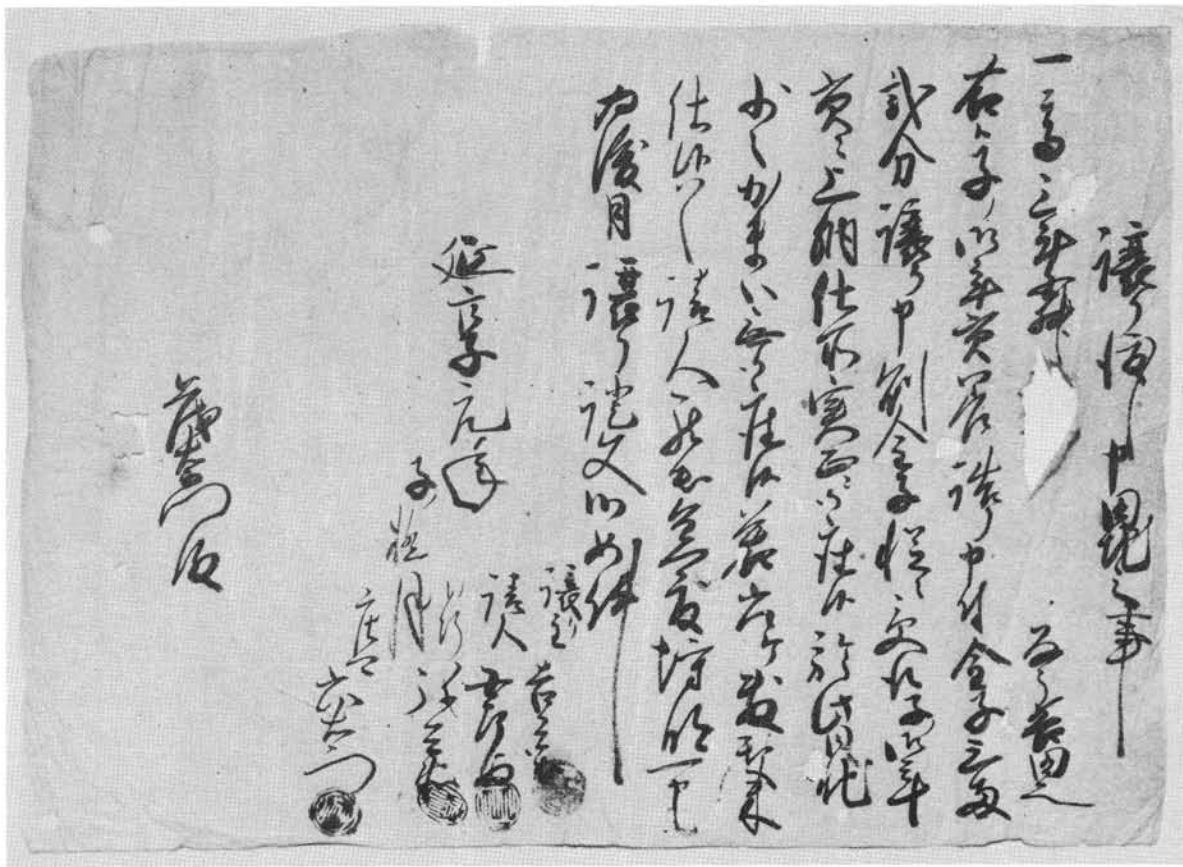

譲り渡し申田地之事

一高三斗五升［　］　なら谷田也

右ハ子ノ御年貢差詰り申付金子三両

弐分譲り申則金子慥ニ受取子ノ御年

貢ニ上納仕所実正ニ御座候於此田地

少之かまい無御座候若六ヶ敷出来

仕候ハヽ請人罷出急度埒明可申候

為後月（日カ）譲り証文仍如件

譲り主　吉兵衛㊞

請人　五左衛門㊞

延享元年　同断　弥兵衛㊞

子ノ極月

庄屋　六右衛門㊞

茂右衛門殿

文書番号11

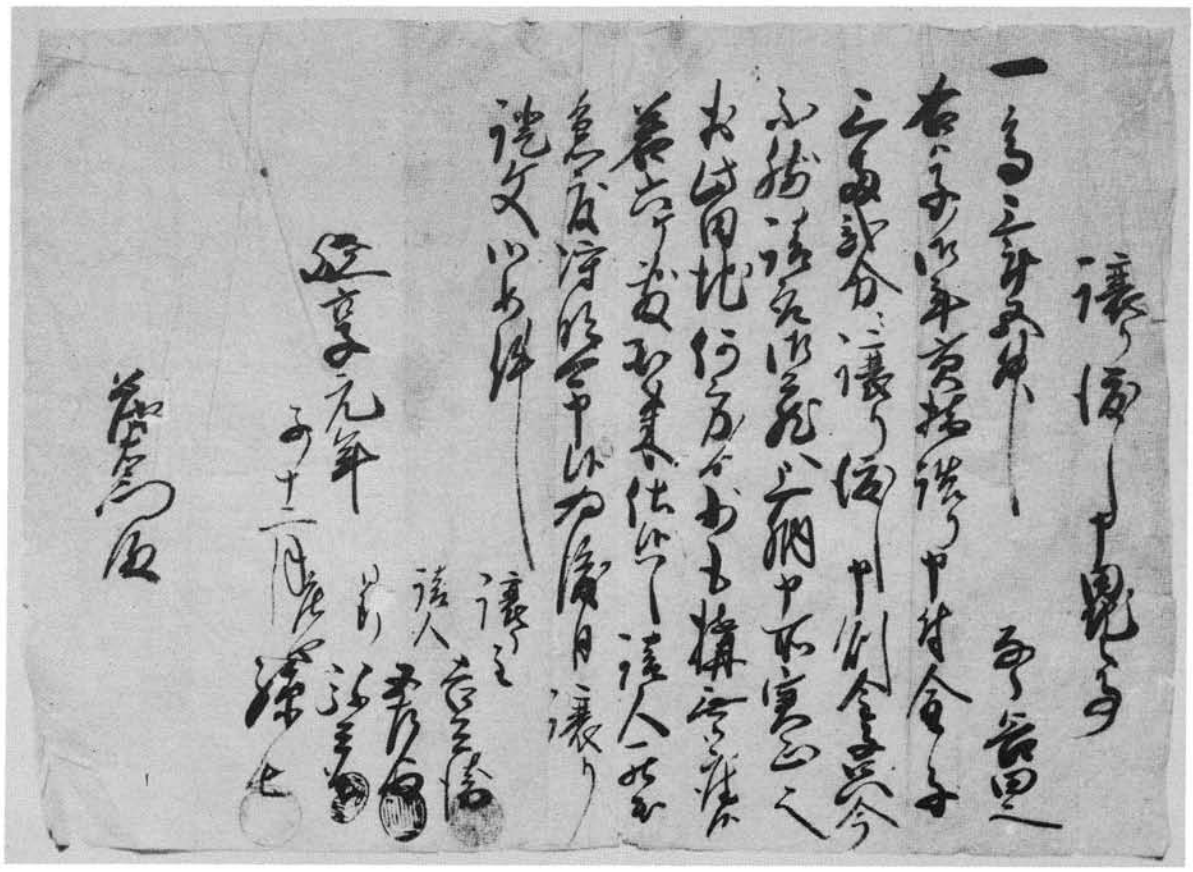

譲り渡し申田地之事

一高三斗五升　　なら谷田也

右ハ子ノ御年貢指詰り申付金子

三両弐分ニ譲り渡し申則金子只今

不残請取御蔵へ上納申所実正也

於此田地何方より少も構無御座候

若六ヶ敷出来仕候ハヽ、請人罷出

急度埒明可申候為後日譲り

証文仍如件

譲り主　吉兵衛㊞
請人　五左衛門㊞
同断　弥兵衛㊞
庄屋　孫七㊞

延享元年
子ノ十二月

茂右衛門殿

文書番号9

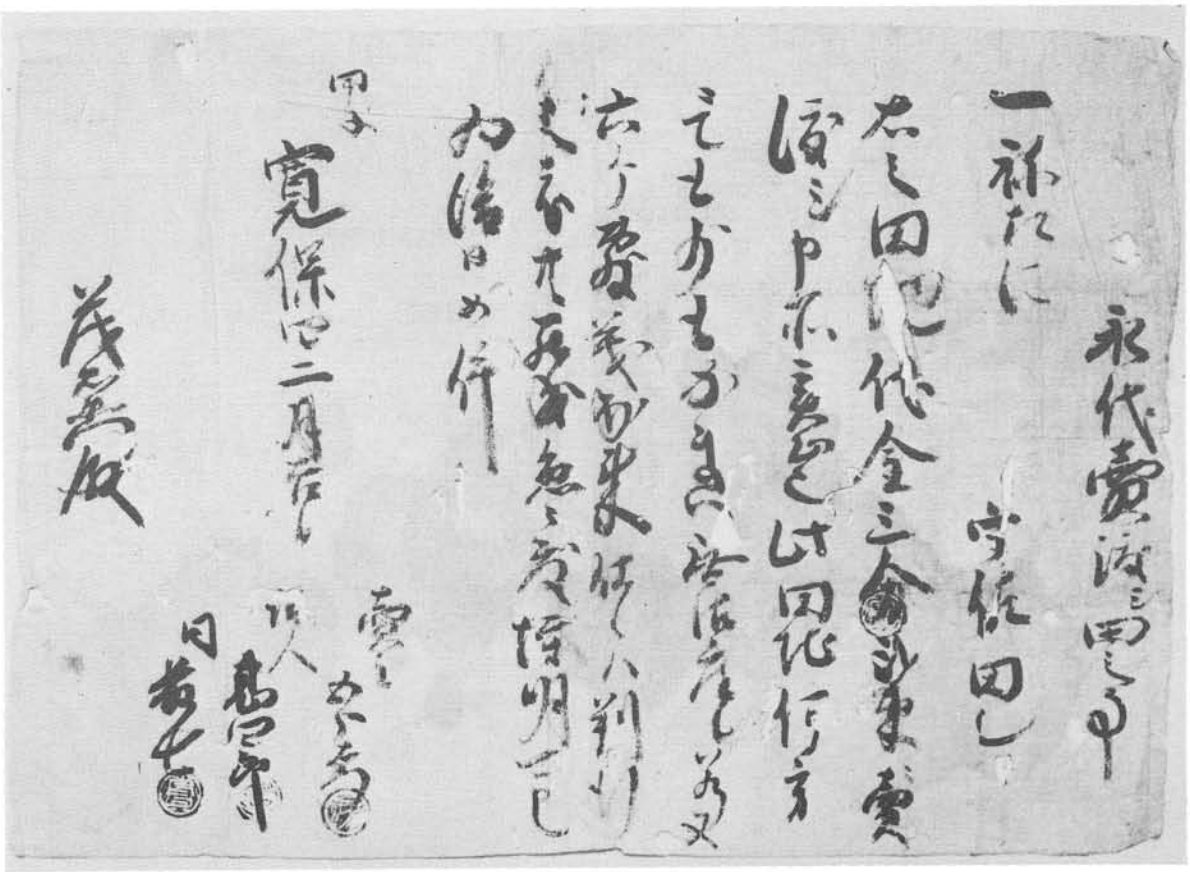

永代売渡シ田之事

一祢(ね)たに　宮脇田(カ)也

右之田地代金三分弐朱ニ売
渡シ申所実正也此田地何方
ニても少もかまい無御座候若又
六ヶ敷義出来仕候ハ判行
之者共罷成急々度埒明可申候
為後日如件

○(藤七印)

甲子
寛保四二月吉日

売主　五郎右衛門㊞
請人　甚四郎㊞
同　藤七㊞

茂右衛門殿

文書番号8

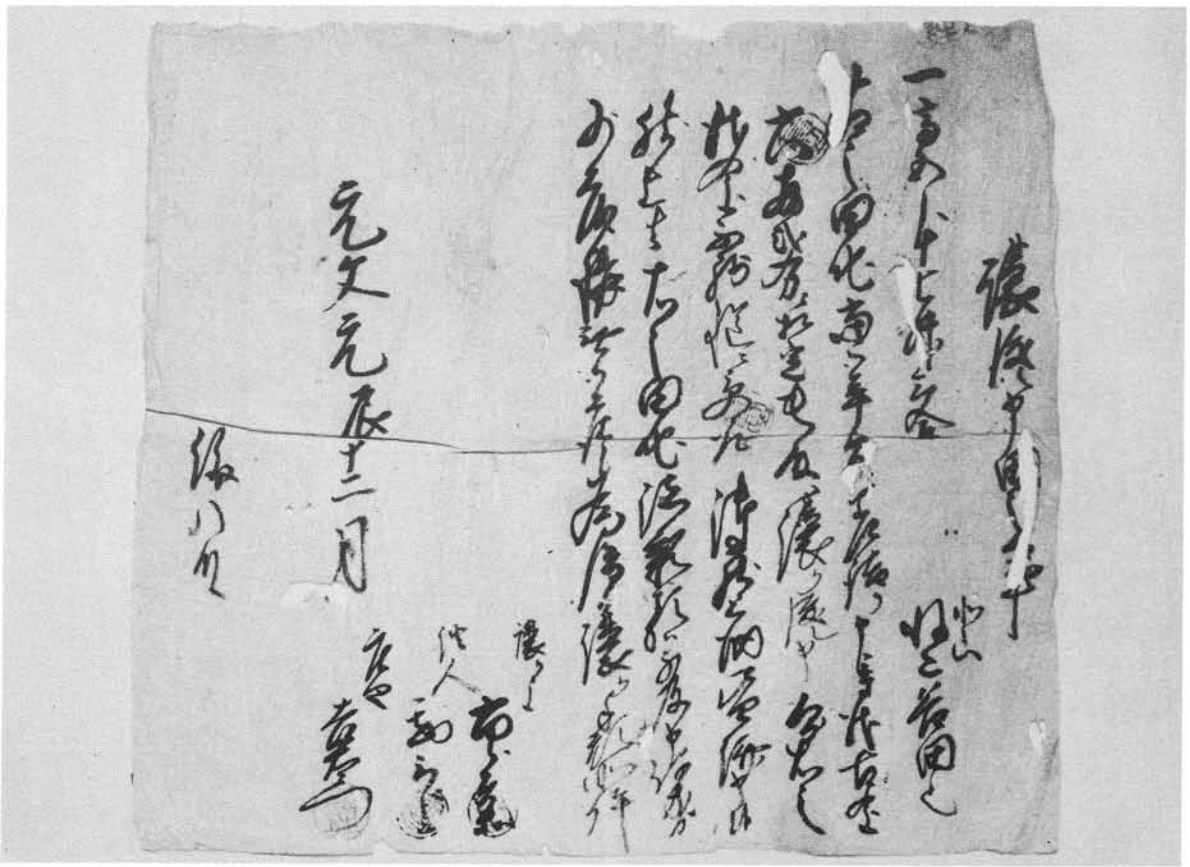

譲渡し申田之事

一高五斗七升三合（吉右衛門割印）　北山　ねこ谷田也

右之田地当御年貢ニ差詰り申ニ付代古金（カ）

六両弐分ニ相定貴殿へ譲り渡し申間右之（市郎兵衛印）（市郎兵衛印）

代金不残慥ニ受取御蔵上納皆済申候

然上者右之田地諸親類ハ不及申何方より（は）

少茂（も）構無御座候為後日譲り手形如件

元文元辰十二月

儀八殿

譲り主　市郎兵衛　㊞

証人　勘三郎　㊞

庄屋　吉右衛門　㊞

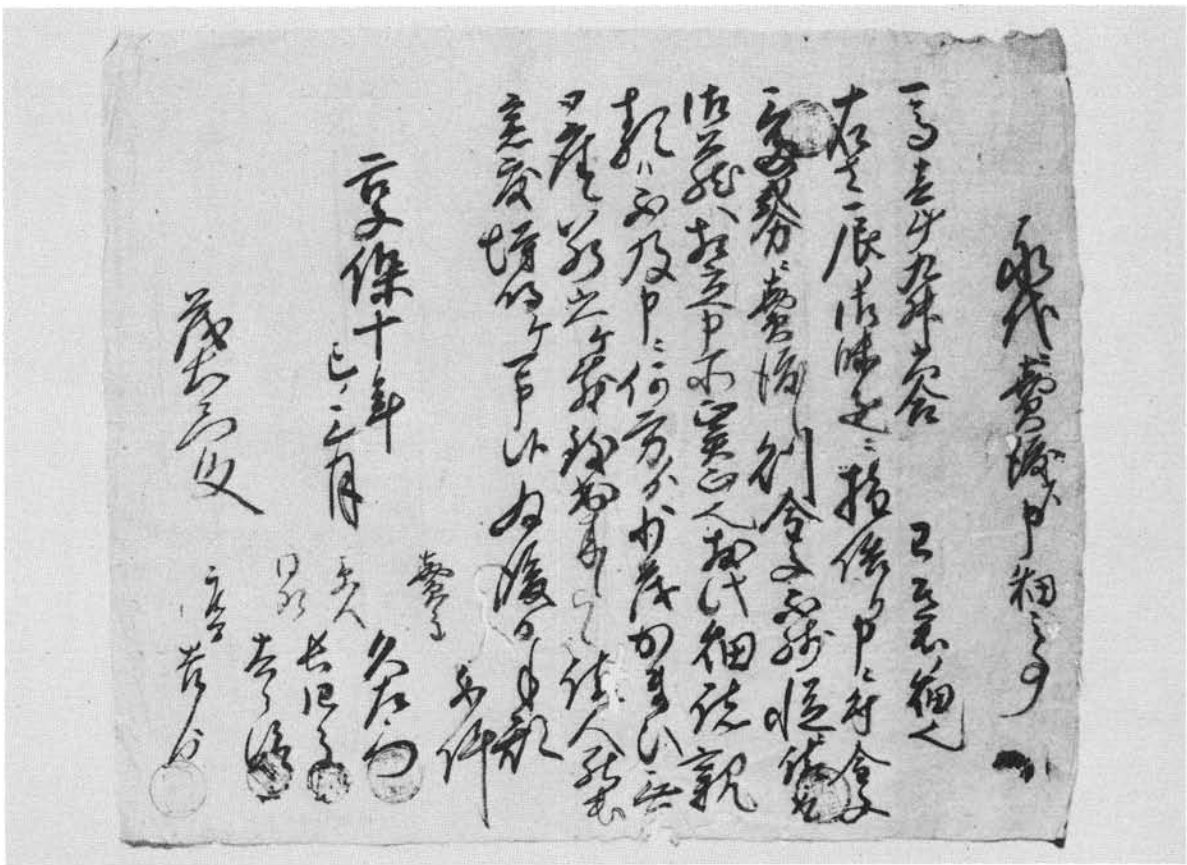

永代ニ売渡ス申畑之事

一高壹斗九升六合　王き（わ）前ノ畑也

右者辰（は）ノ御味進（末カ）ニ指詰リ申ニ付金子

三両弐分ニ売渡し則金子不残慥ニ請取　○（久左衛門印）　○（久左衛門印）

御蔵へ相立申所実正也於此田畑諸親

類ハ不及申ニ何方より少茂（も）かまひ無

御座候若六ヶ敷致出来候ハヽ請人罷出

急度埒明ヶ可申候為後日手形

如件

享保十年

巳ノ三月

茂右衛門殿

売主　久左衛門　印
受人　長四郎　印
同断　太兵治　印
庄や　吉右衛門　印

文書番号5

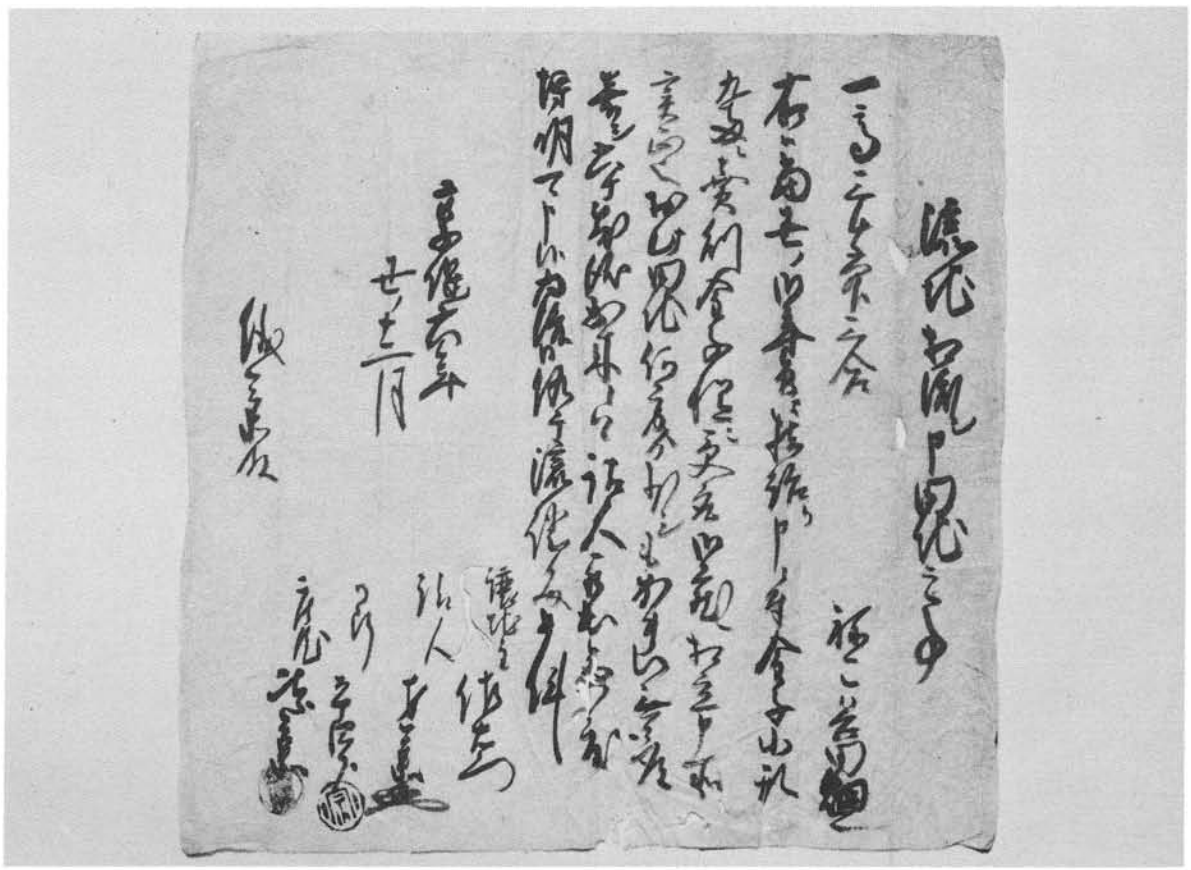

流地相渡シ申田地之事

一高三斗六升三合　　祢(ね)こ谷田畑也

右ハ当丑ノ御年貢ニ指詰り申ニ付金子小形(判カ)

九両ニ売則金子慥ニ受取御蔵へ相立申所

実正也於此田地何方より少シもかまい無御座候

若シ六ヶ敷儀出来候ハヽ請人罷出急度

埒明可申候為後日仍テ流証文如件

享保六年

丑ノ十二月

儀兵衛殿

譲地主　佐右衛門

請人　才兵衛(花押)

同断　平四郎㊞

庄屋　次郎兵衛㊞

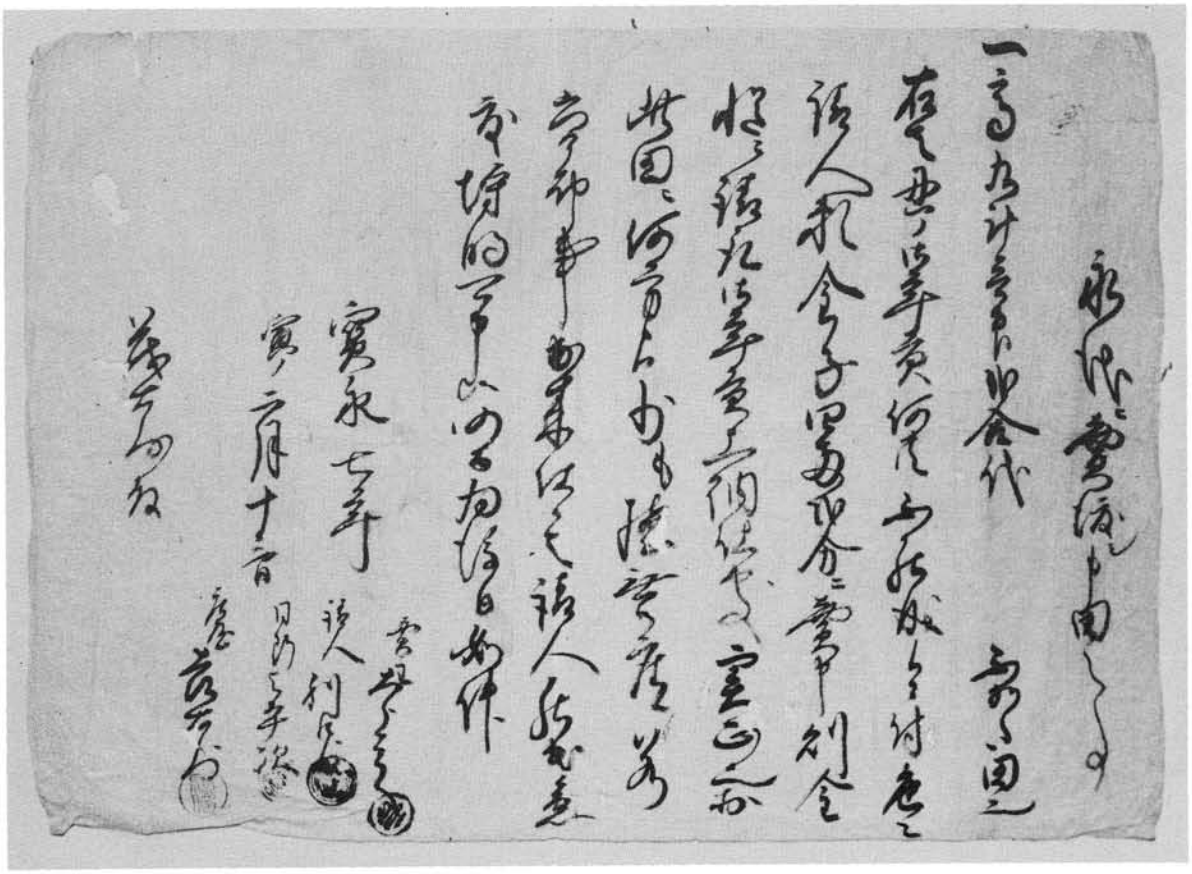

永代ニ売渡シ申田之事

一高九斗壱升弐合代　ふか多田也

右者丑ノ御年貢何共不罷成候ニ付色々

請人頼金子四両弐分ニ売申候則金

慥ニ請取御年貢上納仕処実正也於

此田ニ何方より少も構無御座候若

六ヶ布事出来仕候者請人罷出急

度埒明可申候仍而為後日如件

宝永七年

寅ノ二月十三日

売主　太郎兵衛　㊞

請人　利左衛門　㊞

同断　与平次　㊞

庄屋　吉右衛門　㊞

茂右衛門尉殿

文書番号3

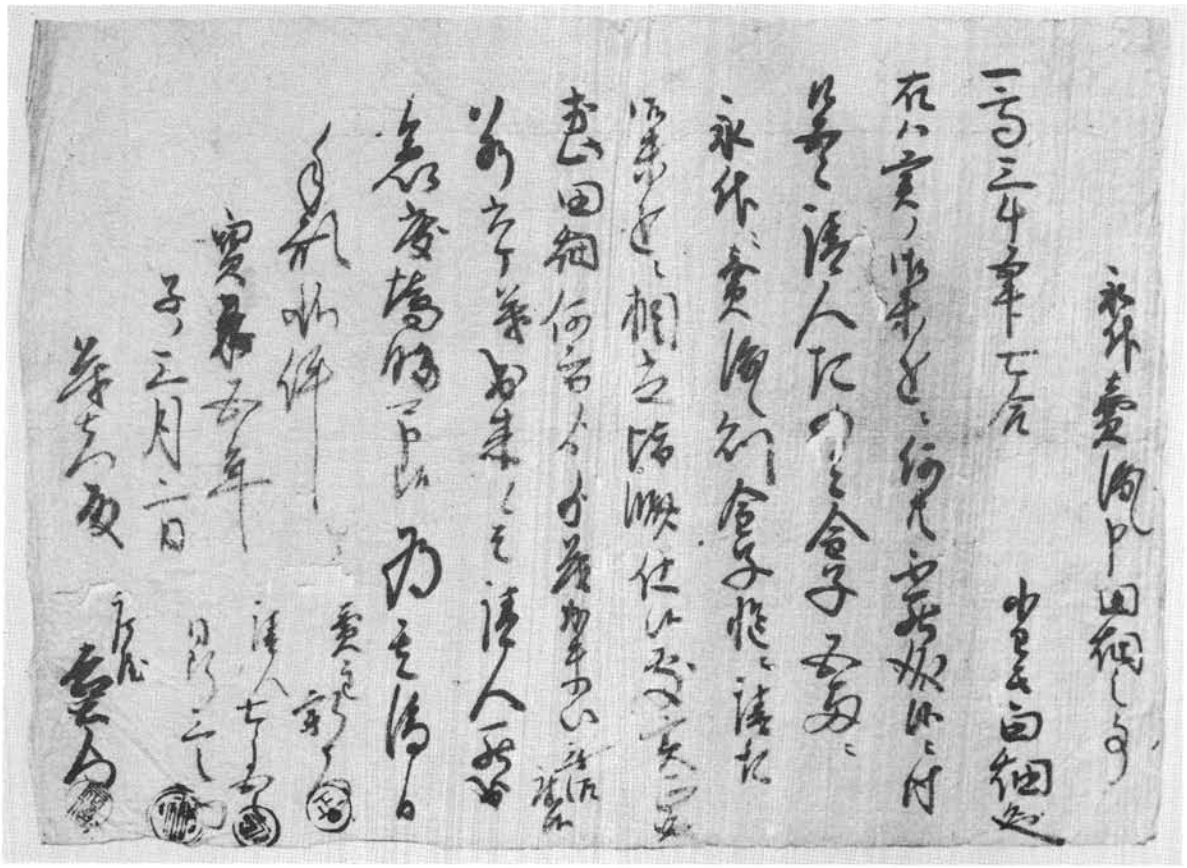

永代売渡し申田畑之事

一高三斗五升七合　小王(わ)き田畑也

右ハ亥ノ御未進ニ何共不罷成候ニ付

色々請人たのミ金子五両ニ

永代ニ売渡し則金子慥ニ請取

御未進ニ相立皆済仕候処実正也

於此田畑何方より少茂(も)かまい無御座候

若六ヶ(敷脱カ)義出来候者請人罷出

急度埒明可申候為其後日

手形如件

売主　新右衛門　㊞

請人　七郎五郎　㊞

同断　三之助　㊞

庄屋　吉右衛門　㊞

宝永五年

子ノ三月二日

茂右衛門殿

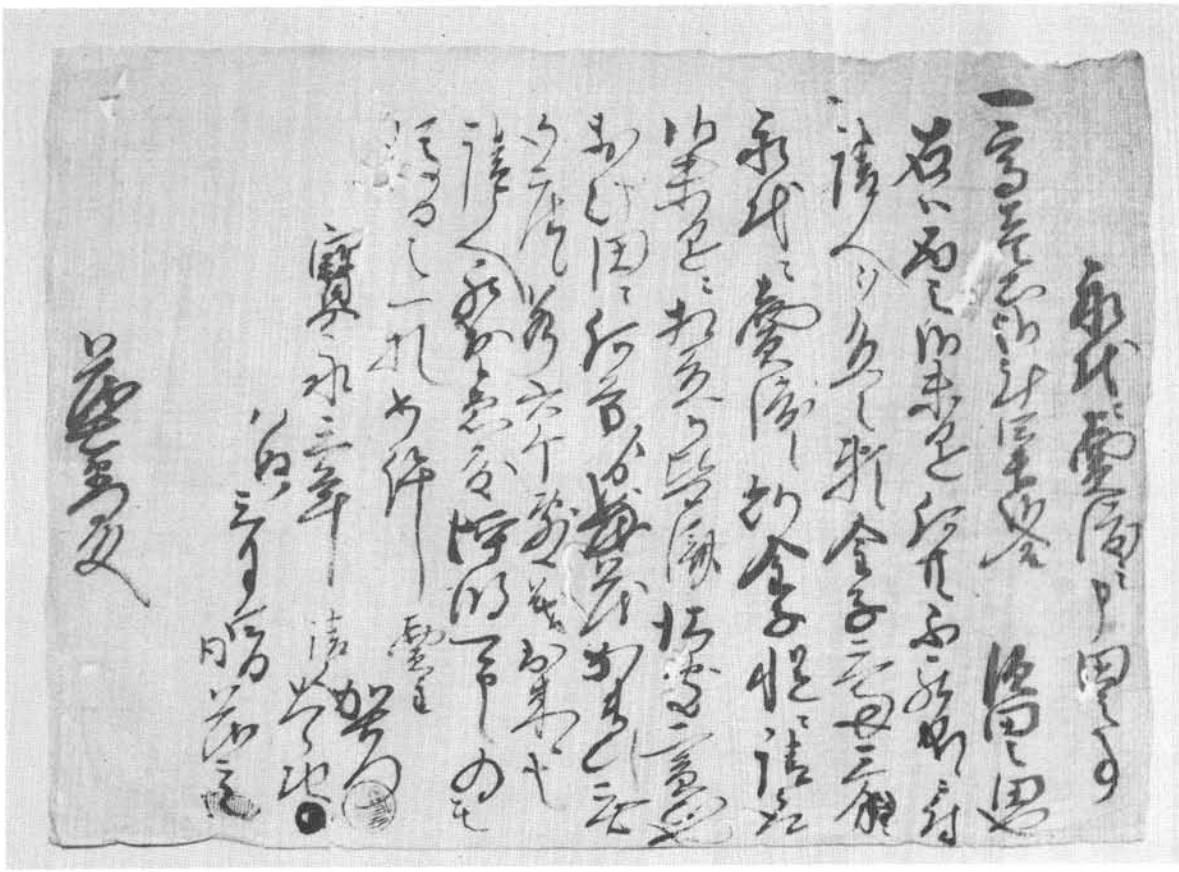

永代ニ売渡シ申田之事

一高壱石弐斗四升弐合　須田之田也

右ハ酉之御未進何共不罷成候ニ付

請人ヲ多々頼金子三両三分ニ

永代ニ売渡し則金子慥ニ請取

御未進ニ相立申皆済仕処実正也

於此田ニ何方より○茂(も)かまひ(は)無

御座候若六ヶ敷義出来候者

請人罷出急度埒明可申候為其

後日之一札如件　売主　加右衛門㊞

宝永三年　請人　太郎次㊞カ

いぬノ　同　茂兵衛㊞

三月四日

茂右衛門殿

文書番号	文書表題	文書作製年	差出人名	宛名	備考
32	(木製状入れ・2枚)	(安政5(1858)年3月)			33を入れたもの
33	就切支丹御改一札	安政5(1858)年3月	伊東豊前　他3名	鈴木啓次郎殿	付一27
34	(包紙)				35の包紙か
35	就切支丹御改ニ一札	慶応2(1866)年3月	白子領三行村神主 伊東豊後	鈴木平蔵殿	付一28
36	寺請状之事	慶応3(1867)年3月	天台律宗三行村 浄見寺	丹羽雄之助殿	付一29
37	就切支丹御改ニ一札	□辰　?	?	?	断簡
38	就切支丹御改一札	?	?	?	付一30 33の下書きか
39	(就切支丹御改一札)	?	?	?	付一31・断簡
F. 神職関係					
40	(神道裁許状)	享保18(1733)年6月6日	神祇管領	伊藤茂定	
41	神道裁許状	寛延3(1750)年6月25日	神祇管領長上正三位大蔵卿 神祇権大副卜部朝臣	伊藤市正大茂	
42	(神道裁許状)	寛延3(1750)年6月25日	神祇管領	藤原大茂	
43	(神道裁許状)	寛延3(1750)年6月25日	神祇管領	藤原大茂	
44	神道裁許状	天明5(1785)年7月24日	神祇管領長上正二位 卜部朝臣良延	伊藤市正 藤原茂政	
45	神道裁許状	文政5(1822)年3月5日	神祇管領長上従三位侍従 卜部朝臣	伊東豊前正 親満	
46	(書状)	午3月(文政5年か)	鈴鹿豊後守	伊藤豊前殿	
47	(書状)	午3月(文政5年か)	鈴鹿豊後守	伊藤豊前殿	
48	神道裁許状	天保7(1836)年7月1日	神祇管領長上従二位 卜部朝臣	伊藤豊前正 親信	
49	神道裁許状	文久3(1863)年8月30日	神祇管領長上侍従 卜部朝臣	伊藤信濃正 親景	
50	(書状)	亥8月(文久3年か)	鈴鹿信濃守	伊藤信濃殿	
51	(神社改帳写)	延享年中(1744～47)?			断簡
G. その他江戸時代の文書					
52	天正三年伊東家祖先記録	江戸時代か			付一32 巻物に表装
53	天正三年伊東家祖先記録写	江戸時代か			付一33 巻物に表装
54	(書状)	?　2月15日	戸田山城守忠富	石川主殿頭殿	
55	(書状)	?　5月10日	?	?	後欠
56	(書状)	?	?	?	後欠
H. 明治以後(主に神職関係)					
57	「第一條　敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」	明治5(1872)年3月			
58	御届書	明治10(1877)年10月13日	三行村 伊東市之進	第七大区二三小区 戸長山田光寿殿	
59	教導職試補申付候事	明治12(1879)年11月29日	神道事務局	伊東市之進	
60	仮孝證	明治17(1884)年11月6日	三重県呈典講究分所	三重県平民伊勢国奄芸郡三行村　伊東市之進	
61	家系・履歴書	明治28(1895)年4月	村社三行神社 社掌　伊東市之進	奄芸河曲取締 支社御中	
62	黒田村々社三行神社誌 并ニ明治十二年進達明細書	大正3(1914)年7月18日受附	中川又之助　外3名	三重県河芸郡役所	
I. 過去帳断簡等					
63～71	過去帳断簡(略)				

・文書表題中、(　)印のものは、文書中にその表題がないもの。「　」印は、文書の書き出し部分。
印のないものは、文書中に付せられたものである。

伊東家文書一覧表

文書番号	文書表題	文書作製年	差出人名	宛名	備考
A. 耕地売渡証文					
1	永代売渡し申田之事	元禄12(1699)年3月4日	売主　加右衛門・請人2名	茂右衛門殿	
2	永代ニ売渡シ申田之事	宝永3(1706)年3月4日	売主　加右衛門・請人2名	茂右衛門殿	付－4
3	永代売渡し申田畑之事	宝永5(1708)年3月2日	売主　新右衛門・請人2名 庄屋　吉右衛門	茂右衛門殿	付－5
4	永代に売渡シ申田之事	宝永7(1710)年2月13日	売主　太郎兵衛・請人2名 庄屋　吉右衛門	茂右衛門尉殿	付－6
5	流地相渡シ申田地之事	享保6(1721)年12月	譲地主　佐右衛門・請人2名 庄屋　次郎兵衛	儀兵衛殿	付－7
6	永代ニ売渡ス申畑之事	享保10(1725)年3月	売主　久左衛門・受人2名 庄屋　吉右衛門	茂右衛門殿	付－8
7	永代ニ売渡シ申田之事	享保16(1731)年12月	三左衛門	茂右衛門殿	
8	譲渡し申田之事	元文1(1736)年12月	譲り主　市郎兵衛・証人勘三郎 庄屋　吉右衛門	儀八殿	付－9
9	永代売渡シ田之事	寛保4(1744)年2月	売主　五郎右衛門・請人2名	茂右衛門殿	付－10
10	(包紙)	(甲子極月廿八日)			11・12の包紙か
11	譲り渡し申田地之事	延享1(1744)年12月	譲り主　吉兵衛・請人2名 庄屋　孫七	茂右衛門殿	付－11
12	譲り渡し申田地之事	延享1(1744)年12月	譲り主　吉兵衛・請人2名 庄屋　六右衛門	茂右衛門殿	付－12
13	譲り渡申畑之事	延享2(1745)年12月	譲り主　吉兵衛・請人　新右衛門 庄屋　吉右衛門	茂右衛門殿	
14	譲申田地之事	宝暦6(1756)年12月	田地譲主　次右衛門 請人　重右衛門・庄屋　孫七	伊藤市ノ進殿	付－13
15	譲り申畑之事	宝暦7(1757)年12月	売主　松兵衛・請人　太右衛門 庄屋　平十郎	伊藤市正殿	付－14
16	譲渡畑之事	宝暦13(1763)年1月	譲主　六郎兵衛・請人　勘三郎 庄屋　孫七	市正殿	付－15
17	譲申畑之事	安永8(1779)年12月	譲主　久右衛門・請人　久兵衛 庄屋　孫七郎	文兵衛殿	付－16
18	譲り渡シ申畑之事	安永9(1780)年12月	譲り主　八郎兵衛・請人2名 庄屋　長左衛門	市之進殿	付－17
19	家屋敷質物証文之事	文化6(1809)年3月	質入主　甚六・受入3名	市之進殿	付－18
20	譲り渡シ申田地之事	?	?	?	付－19・後欠
21	譲り渡シ申畑之事	?　巳2月	譲主　儀右衛門 請人　□左衛門・庄屋孫七	伊藤市之進殿	付－20
22	譲渡シ申畑之事	?　巳7月	譲主　勘兵衛・受人　甚右衛門 庄屋　治郎兵衛	茂右衛門殿	付－21
23	譲渡申畑事	?　亥7月	売主　勘四郎・請人　重右衛門	本三郎殿	
B. 金子借用証文					
24	手形之事	享保9(1724)年1月	借主　五兵衛・請人2名	家主茂右衛門殿 善平殿	付－22
25	金子之事	安永2(1773)年12月	在□山かり主　半右衛門	三行むら 伊藤市正殿	
C. 奉公人請状					
26	請状之事	明和4(1767)年2月	南大社村　奉公人親　作次郎 伜　小三郎　他5名		
27	御請状之事	安永8(1779)年2月	売主　清兵衛・請人　利兵衛 役人　清右衛門	三行村庄内殿	付－23
28	奉公人請状之事	文化14(1817)年2月	御原一色村　奉公人親　金蔵 請人　新六	主馬之助殿	付－24
29	奉公人請状之事	文政8(1825)年3月	奉公人親　庄吉・請人　利左衛門 三行村請人　惣兵衛	伊藤豊前殿	付－25
D. 身代分け証文					
30	身代わけ之事	正徳6(1716)年1月	親　茂右衛門	紋右衛門(?)	
E. 宗門改(切支丹改)関係(31～39・いずれも、写し、控か)					
31	就切支丹御改	弘化2(1845)年3月	三行村　伊東豊前	丹羽紹次郎殿	付－26

〈付〉　伊東家文書

本文の結語でも触れているように、三行の伊東家は、江戸時代を通じて代々神職を務めてきた家柄で、先祖は、三行の領主、三行城主であったと伝えられている。今回の三行城跡発掘調査に関連して、同家が所蔵している古文書を調査した。近世地方文書を中心として、総点数七十一点であった。ここには全体の一覧表（次頁）と、一部（三十点）の写真および読み下し文を掲載した。

文書の調査・掲載にあたっては、伊東幸男氏より御快諾をいただいた。記して深く感謝の意を表したい。

例　言

●本文（写真・解読文）の配列は、次頁の表の分類に従った上、年代順とした。

●解釈文では、漢字で表現された仮名は、原文通りの漢字をあてた。

（例　者（は）、之（の））

●異体字は、できるだけ当用漢字になおすようにした。

伊東家文書

昭和60 (1985) 年3月に刊行されたものをもとに
平成17 (2005) 年4月にデジタル化しました。

三重県埋蔵文化財調査報告67

三行城跡発掘調査報告

1985年 3 月30日

編　集
発　行　　三重県教育委員会

印　刷　　東海印刷株式会社